

平成30年度（補正繰越）

大規模災害時における中国四国ブロックでの
広域的な災害廃棄物対策に関する調査検討業務

報 告 書

令和2年3月

環境省中国四国地方環境事務所

《目 次》

第1. 業務の概要	1
1. 業務の目的	1
2. 業務概要	1
第2. 平成30年 7 月豪雨災害による災害廃棄物処理施設の見学及び意見交換会の開催	2
1. 目的	2
2. 出席者の確認, 日程調整等	3
3. 見学コースの確認・調整	4
4. 意見交換会の会場の手配	5
5. 旅費・謝金の支給等	5
6. その他	5
7. 開催結果	6
第3. 平成29 年度策定した「大規模災害発生時における災害廃棄物対策中国四国ブロック行動計画」 の改定・見直しに向けた検討	20
1. 見直しの方針	20
2. 広域連携体制	22
3. 応援職員にしてほしいことリスト	35
4. ツールキット	42
第4. 過年度実施した災害廃棄物対策各種モデル業務のフォローアップ	53
1. 「大規模災害発生時における処理困難物適正処理モデル事業」の効果検証等	53
2. 「大規模災害時における災害廃棄物処理計画策定モデル事業」の効果検証等	67
第5. 「仮置場の開設・運営マニュアル」の作成	126
1. 作成の趣旨と作成方法	126
2. 先行事例・ヒアリング調査	126
3. 成果：マニュアルの作成	134
第6. 訓練関連	139
1. 実施概要	139
2. 第 1 回訓練	139
3. 第 2 回訓練	160
第7. 令和 2 年度以降の協議会の運営・調査検討事項の提案	178
1. 過年度アンケート調査の意見概要	178
2. 標準的な年間活動イメージ	181
3. 事務局体制等	181
第8. 協議会, 幹事会の運営支援	182
1. 協議会の構成員	182
2. 開催日程と主な議事内容	184

【資料編】

協議会議事録

第1. 業務の概要

1. 業務の目的

環境省では、平成30年3月に改定した「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、地方公共団体における災害対応力の強化を支援するとともに、災害廃棄物対応の広域連携を進め、地域ブロックごとに「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定し、見直しを進めていくこととしているところである。

これらを踏まえ、中国四国地方環境事務所（以下「当事務所」という。）では、中国ブロック（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の範囲をいう。）及び四国ブロック（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の範囲をいう。）において、災害廃棄物対策について情報共有を行うとともに、県域を越えた連携（以下「広域連携」という。）が必要となる災害（以下「大規模災害」という。）時の廃棄物対策に関する広域連携について検討するため、「災害廃棄物対策中国ブロック協議会」及び「災害廃棄物対策四国ブロック協議会」（以下「協議会」という。）をそれぞれ組織し、情報交換や連携体制構築の検討を実施しているところである。

当事務所では、両協議会の枠組みにより、本年度も昨年度に引き続き情報交換、連携検討を実施するとともに、昨年度策定した行動計画の改定・見直しに向けた検討を行うことにより、連携の一層の推進を図ることとしている。

本業務は、協議会の運営支援等により、災害廃棄物対策に関する広域連携等を図ることを目的として実施した。

2. 業務概要

(1) 業務名等

業 務 名：平成30年度（補正繰越）大規模災害時における中国四国ブロックでの
広域的な災害廃棄物対策に関する調査検討業務

履行期間：自令和元年6月18日

至令和2年3月27日

受 注 者：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社大阪

住所 大阪市北区梅田2丁目5番25号

(2) 業務の内容

本業務の内容は次のとおりである。

業務内容（仕様書）	本報告書での記載
(1) 協議会、幹事会及び訓練の運営支援	第8
(2) 平成30年7月豪雨災害による災害廃棄物処理施設の見学及び意見交換会の開催	第2
(3) 協議会関連 調査・検討事項	
ア 平成29年度策定した「大規模災害発生時における災害廃棄物対策中国四国ブロック行動計画」の改定・見直しに向けた検討	第3
イ 過年度実施した災害廃棄物対策各種モデル業務のフォローアップ	第4
ウ 「仮置場の開設・運営マニュアル」の作成	第5
(4) 訓練関連	第6
(5) 令和2年度以降の協議会の運営・調査検討事項の提案	第7

第2. 平成30年7月豪雨災害による災害廃棄物処理施設の見学及び意見交換会の開催

1. 目的

平成30年7月豪雨災害により、岡山県倉敷市は、県への事務委託により二次仮置場を設置し、災害廃棄物処理を行っている。そこで、協議会構成員の自治体職員及び有識者を対象として倉敷市の二次仮置場での災害廃棄物処理を見学し、併せて災害廃棄物処理対策、課題等を共有するため意見交換会を行った。

見学及び意見交換会は、中国四国ブロック協議会合同で実施し、岡山県が運営する二次仮置場（岡山県環境保全事業団内の二次仮置場）を対象として、10月15日（火）12:30～17:00で実施した。

図表 1 実施概要

項目	内容
日時	令和元年10月15日（火）12:30～17:00
現場見学	岡山県環境保全事業団内の二次仮置場
意見交換会	倉敷市環境交流スクエア 西棟4階会議室

図表 2 見学場所



（資料）岡山県資料

2. 出席者の確認，日程調整等

日程は，岡山県との調整のうえ，10月15日（火）12:30～17:00の開催と決定した。

そのうえで，中国四国ブロック協議会の構成機関に周知し，41名の出席者となった。最終的な出席機関を以下に示す。

図表 3 出席機関一覧

機関名	人数
鳥取県 生活環境部 循環型社会推進課	1名
鳥取市 環境局 生活環境課	1名
米子市 市民生活部 クリーン推進課	1名
島根県 環境生活部 廃棄物対策課 施設整備グループ	1名
松江市 環境保全部 廃棄物対策課	1名
出雲市 経済環境部 環境施設課	1名
倉敷市 環境リサイクル局 リサイクル推進部 一般廃棄物対策課	1名
広島県 環境県民局 循環型社会課	2名
広島市 環境局 環境政策課	1名
福山市 経済環境局 環境部 環境総務課	1名
山口県 環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課	1名
下関市 環境部 クリーン推進課	1名
徳島県 県民環境部 環境指導課	1名
徳島市 市民環境部 市民環境政策課	1名
香川県 環境森林部 廃棄物対策課	1名
高松市 環境局 環境総務課	1名
愛媛県 県民環境部 環境局 循環型社会推進課	2名
宇和島市 市民環境部 生活環境課	1名
高知県 林業振興・環境部 環境対策課	1名
高知市 環境部 清掃工場	1名
公益社団法人 全国産業資源循環連合会 四国地域協議会（一般社団法人 香川県産業廃棄物協会）	1名
公益財団法人 廃棄物・3R研究財団	1名
国立研究開発法人 国立環境研究所 災害環境マネジメント戦略推進オフィス	1名
独立行政法人環境再生保全機構	1名
環境省 環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官付災害廃棄物対策室	2名
環境省 大臣官房総合環境政策統括官グループ環境影響評価課環境影響審査室	1名
環境省 中国四国地方環境事務所	7名
岡山県 環境文化部 循環型社会推進課（先方窓口）	2名
三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)（事務局）	3名

3. 見学コースの確認・調整

見学コースは、岡山県と確認・調整のうえ、確定した。当日のタイムスケジュールを以下に示す。

図表 4 見学会のタイムスケジュール

時間	内容	
12:30	JR倉敷駅集合・出発 (JR倉敷駅北口貸し切りバス駐車場) ※可能であれば中四国事務所官用車も ※岡山県は水島愛あいサロンにて合流	点呼
12:30～12:50	移動	車中にて、行程、注意事項の説明 (三菱UFJリサーチ&コンサルティング㈱)
12:50	水島愛あいサロンにて岡山県と合流 合流後、二次仮置場に移動	—
13:10	二次仮置場 到着	二次仮置場をバスで周回 (岡山県 河辺班長同乗、ご案内) ※官用車からバスに乗り換え(運転手以外) ※県用車と官用車は駐車場へ
	事務所へ移動	
	主催者挨拶	環境省中国四国地方環境事務所 所長 上田健二
13:30～14:45	二次仮置場見学・説明会 (於：岡山県環境保全事業団内)	岡山県より説明 (2班に分かれて見学) (ヘルメット等の着用)
14:45～15:15	移動	—
15:15～16:15	意見交換会 (倉敷市環境交流スクエア 西棟4階会議室)	・ 広島県からの報告(20分) ・ 愛媛県からの報告(20分) ・ 意見交換(15分) ・ 環境省からの報告(5分)
16:15～17:00	移動	車中にて、アンケートの依頼、今後の予定などを説明 (三菱UFJリサーチ&コンサルティング㈱)
17:00	JR倉敷駅到着・解散	(17:16倉敷駅発岡山駅行き)

※参加者の質疑応答により視察時間が延長した場合は、その後の移動時間、意見交換会の時間で調整し、17:00解散を厳守

4. 意見交換会の会場の手配

意見交換会の会場は、岡山県及び倉敷市と調整し、二次仮置場に近接する「倉敷市環境交流スクエア 西棟4階会議室」とした。

図表 5 意見交換会会場



(資料) 倉敷市資料

5. 旅費・謝金の支給等

旅費及び謝金は、過年度事業における対応を勘案し、請負者にて実施した。

6. その他

会場・設備の借料、借り上げバスに係る経費については、請負者が負担した。

また、見学会・意見交換会の配布資料はA4版両面20頁程度とし、参加者に配布した。配布資料の作成においては、見学に関する留意事項などについて、岡山県と確認・調整した。作成した配布資料（見学会実施要領、参加者アンケート）は資料編に示す。

なお、意見交換会にて発表頂いた広島県と愛媛県の発表資料は、「7. 開催結果」にて示す。

7. 開催結果

(1) 見学会における説明要旨

見学会における事前説明において、配布資料以外の説明部分の要旨を以下に示す。

説明者	岡山県 環境文化部 循環型社会推進課 災害廃棄物対策室 総括副参事 河辺尚佳
説明場所	災害廃棄物二次仮置場(倉敷市水島川崎通1-20) 現場事務所 ※(公財)岡山県環境保全事業団の水島処分場内
説明要旨	災害廃棄物の処理必要期間の決定について、発災当初は、どれだけの量が出てくるかわかりません。早く処理できる分には良いですが、期間の延長が続くような状態にならないように、余裕を持って設定される方が良いと思います。 特に水害による混合廃棄物の処理は難しいです。土砂系の廃棄物は、比較的容易ですが、混合廃棄物は中間処理の品質をいかに確保していくかが非常に難しいです。極端に言うと、土砂系の廃棄物100万t処理する間に、混合廃棄物は7～8万tの処理しかできないと実感しており、その感覚を持っていただいて検討する必要があると思います。 また、ブロック協議会の中では、ブロック内の処分業者の情報を共有する取り組みをされていたと思いますが、ブロック内に留まらず近隣ブロックとの情報交換等も必要です。処理を軌道に乗せていくためには、処分業者の確保に時間的猶予はないため、常日頃から近隣のブロックとの情報交換が必要だと感じます。 可燃物について、市町村でも所有するごみ処理施設で災害廃棄物を処理するのが基本になると思いますが、一般廃棄物処理施設は災害廃棄物処理としては使いにくく、産業廃棄物処理施設を使いたくなる状況になります。その理由は、一般廃棄物処理施設は、地元の協定で非常に厳しく設定されているからです。倉敷市では、岡山市のごみ処理施設が協力して処理していますが、塩化水素が問題になっています。塩ビ系の廃棄物が混ざっているためですが、除去する術がなく、可燃物全体の塩素含有率が高くなります。スポットの分析では数値に表れてきませんが、燃やすと塩化水素濃度が高くなります。塩化水素濃度は、産業廃棄物処理施設でも250ppmが基準になっていますが、430ppm程のレベルです。一般廃棄物処理施設では、30～50ppm、厳しい所では10ppmといった自主管理基準を定めて協定を結ばれています。岡山市では30ppmで設定しているため、30ppmを超えてしまうと処理量の調整などが必要となり、思った通りに処理が進みません。産業廃棄物処理施設での処分比率を高めざるを得ない状況にあります。一般廃棄物処理施設は使いにくく、自由に何でも燃やせると思っていると困ると思います。

(2) 意見交換会

見学会の後、参加者による意見交換会を開催し、広島県及び愛媛県から資料説明（配布資料は資料編）があった。

その際の質疑応答の要旨を以下に示す。

○愛媛県

補足として、D.Waste-Netの専門家の意見を尊重することが重要と実感しました。様々な被災現場を経験された有識者の意見を踏まえることで、災害廃棄物処理も促進します。

また、県や市町村の災害廃棄物処理計画に記載してあることよりも重要なこともご教示いただけることもあります。環境省や国交省で様々な事業がありますので、それらを上手く組み合わせることで市町村の負担も軽減できるため、先々を考えて対応することが重要です。

○国立環境研究所

愛媛県の発表の中で、混合廃棄物が大量に発生した後、運動公園等を整備し、分別が上手くいったという話がありましたが、リカバリーの方法として非常に大事な事例だと感じました。混合廃棄物になったものを、どの様に処理したのか教えて下さい。

○愛媛県

総合運動公園へ一時的に運び込み、現場で分別をしました。

○高知県

広島県に質問です。当初、災害廃棄物の発生量を200万tと公表されたのは7月25日で、別で話を聞いたところ、東京都が入って推計してくれたという話を聞きましたが、どのように推計されたか教えて下さい。

○広島県

家屋の被害については、国立環境研究所で作成された算定式があり、半壊に数値を掛けて算出できますが、土砂については、当時、明確な方法がなかったため、航空写真から面積を算出し、堆積厚は東京都が大島の災害の時に経験値として持っていた0.5mを一律に掛けて算出しています。非常にラフな推計ではありますが、その時期は、まずボリューム感を出すことで、大変だということを県民の皆さんに知っていただくのが大事でした。そのため、多少ラフではありましたが、推計方法を説明した上で、提示しました。その後、河川や道路の面積を除いて、堆積厚も測量したものに補正をし、最終的には129万tでした。

図表 6 見学会及び意見交換会の様子



(3) 参加者アンケート結果

参加者アンケートは、22票を回収した（対象23票、うち1票分は交通機関の遅れにより当日欠席）。

ア 当日の見学・説明内容に関するアンケート

(7) 二次仮置場の役割について理解が深まりましたか

二次仮置場の役割について、概ね理解できたという回答であった。役割とともに、設置の重要性、設置後の処理作業についても理解できたとの回答もあった。

図表 7 アンケートにて確認できた意見

【役割・重要性の認識】

- 実際に二次仮置場を見学し、処理後の廃棄物の活用等も説明いただき、理解が深まった。（県・市）
- 大規模災害により、大量の災害廃棄物が発生した際の処分に至るまでの二次仮置場の役割の重要性を理解できた。（県・市）
- 処理施設の設置や、廃棄物を長期間にわたり保管する役割を理解できた。（市）

【処理作業への理解】

- 機械や手作業による選別を行う、大規模な事業であることを理解した。（市）
- 中間処理では再生利用に努めており、細かな分別作業が必要だと理解した。また、二次仮置場の分別作業の負担を減らすためにも、発災当初からの分別が必要だと感じた。（市）

【処理に関する認識】

- 一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設とで、処理の容易さが異なることが理解できた。（市）
- 処理先となる市町の焼却炉には様々な制約があるため、処理先の受入れ基準と仮置場における分別のレベルをセットで考えていく必要があることが理解できた。（県）

【その他】

- 災害廃棄物処理全般について、担当者の被災経験を踏まえた説明が参考になった。（県）

(4) 二次仮置場の設置・管理・撤去に必要な業務について理解が深まりましたか。

二次仮置場の設置・管理・撤去に必要な業務について、概ね理解できたという回答であった。他方で、自身が所属する自治体に置き換えた場合、場所の確保とともに運用面、費用面等での課題を懸念するという回答もあった。

図表 8 アンケートにて確認できた意見

【業務内容・体制・手順の理解】

- 県の災害廃棄物処理における基本方針の策定から、処理業者の選定手続き、管理運営委託について、理解することができた。(市)
- 二次仮置場の管理・運営が14もの業者による共同企業体でなされていることに驚いた。(市)
- トラックの洗浄や当日の風向きにより作業を中止するなど、周辺への環境対策を行う必要があることを理解できた。(市)

【自身の自治体へのフィードバック】

- 二次仮置場に大規模な破砕・選別施設を設置するには、広大な敷地を確保する必要があり、平時から候補地や管理体制について検討しておくことが重要だと感じた。(県)
- 理解は深まったが、水島のような広大な場所の確保は、自治体によっては難しいと思われる。また、場所は確保できたとしても、費用など管理面の問題が大きいと感じた。さらに、自然環境や周囲への配慮等、対策を講じなければならないことは多々あり、現実問題として厳しいと感じた。(市)

【質問・要望等】

- 二次仮置場の設置、管理については、共同企業体を想定したプロポーザル入札が実施されており、市単独でその入札要綱や仕様書、技術提案の評価基準の作成は困難であると感じた。あらかじめテンプレート集を準備、作成してもらえると各自治体への災害廃棄物対応の一助になると思う。(市)
- 処分場跡地の原状復旧について弊害となるようなことはあるのか。(県)
- 設置に関してもう少し詳しく聞きたかった。(処分場跡地を二次仮置場とした時のメリット・デメリット。二次仮置場での水・電力の確保のためにどのような検討を行ったのか 等) (県)
- 撤去についての話はなかったように思う。(県)

(ウ) 一次仮置場での分別や二次仮置場との役割分担の重要性について理解が深まりましたか。

一次仮置場での分別や二次仮置場との役割分担の重要性について、概ね理解できたという回答であった。他方で、二次仮置場との関係性等についてもさらに知りたいという回答もあった。

図表 9 アンケートにて確認できた意見

【一次仮置場の重要性】

- 一次仮置場での分別等ができていないとリカバリーがかなり大変だと感じ、分別を行うためにも仮置場の事前の選定が重要だと感じた。(市)
- 水島のような十分に処理能力を持った二次仮置場でも、混合廃棄物の処理は停滞してしまうのだと理解でき、一次仮置場の搬入段階における分別徹底が極めて重要であることが分かった。(市)

【一次仮置場と二次仮置場の役割分担】

- 被災現場から近い一次仮置場が山積みになると、周辺環境へ影響を及ぼす可能性もあるので、二次仮置場は破碎等の処理だけでなく、早期の大規模な集約や長期保管場所としての役割も大きいと感じた。(県)
- できる限りリサイクル等を進めるため、分別に必要な二次仮置場の重要性を再認識した。(県)

【質問・要望等】

- 一次仮置場についても、時間があれば視察したかった。(県)

(I) 被災自治体等との意見交換会で何を感じましたか。

被災自治体等との意見交換会では、広域連携、平時の備え、発災後の対応について、その重要性を強く感じたという回答であった。

図表 10 アンケートにて確認できた意見

【広域連携の重要性】

- 大規模災害では圏域処理が困難であり、広域的な繋がり的重要性を感じた。特に受入に余裕のある最終処分場を有している自治体や民間事業者の把握は今後検討したい。(県)

【平時の備えについて】

- どの自治体も初動対応に係る事前準備の必要性について説明されており、日頃から関係機関と連携体制を取っておくことが重要だと感じた。(県)
- 近年気候変動の影響で毎年のように大規模災害が発生しているため、今回の経験を基にしっかりと事前の備えをしていかなければならないと感じた。(県)
- 災害発生後の対応も大切だが、事前から災害が起きたときを想定し、可能な限りの事前準備をして備えておくことが重要であると感じた。(市)

【発災後の対応について】

- 処分先の確保がいかに困難であるかを再認識するとともに、土砂混じり廃棄物に対する粉塵対策の重要性が大変勉強になった。また、どの程度分別を行うか、またどのタイミングで分別について周知を行うか考えさせられた。(県)
- 水害の場合には、早期の仮置場開設と分別の周知が重要だと改めて感じた。(市)
- 初動対応でのごみ分別が大事であることを痛感した。(県・市)

【質問・要望等】

- 県の報告の中で被災市町の状況報告もあったが、実際に市町担当者から当時の対応状況や課題点、今後の取り組みなどを聞ければよかったと感じた。(市)
- 広島県、愛媛県における災害廃棄物処理の概要がわかった。時間の関係もあり、深い話まで行うことができず、問題点や課題についての担当者の意見を交換できなかったのが少し残念だった。(市)
- 意見交換会に関する時間が少し不足していたように思う。(市)

(ウ) 今後もこのような見学会／意見交換に参加したいですか。期待する内容を教えてください。

今後の見学会や意見交換への参加意向については、概ね参加したいという回答であった。二次仮置場のほかに、最終処分場の視察、実際に処理作業に従事した方々の話を聞きたいという要望もあった。また、中四国地方の各自治体で課題がことなるため、応援・受援を踏まえた課題の共有や意見交換の場についても要望があった。

図表 11 アンケートにて確認できた意見

【今後の参加の希望】

- 被災を経験された自治体のご説明は大変参考になったので、またお聞きしたい。(県)
- 二次仮置場については、現場を生で見ないことには、業務のスケール感や必要業務を把握できないため、もし見学できる機会があれば、今後もこのような見学会を実施して欲しい。(市)
- 実際に災害廃棄物を前にすると災害への危機感や、当事者意識を強く刺激されるため、参加したい。(県)
- 幸いにも近年大規模災害の経験がなく、災害廃棄物処理に精通している職員も少なくなっている。被災自治体の経験を教えていただき、いざという時の対応をしっかりと構築したい。(市)
- 他の職員にも参加してもらいたいと感じた。(市)

【今後の希望する内容】

- 最終処分場の見学を希望する。(今回は海洋の処分場だったので、山間地の処分場や閉鎖型の処分場 等)。(市)
- 実際に処理を行った現場作業員の方の話が聞きたい。(県)
- 発災から処理を開始するまでの入札や契約などの手続きについて知りたい。(市)
- 中四国の各地区によっても被害の種類が異なっていたので、それぞれの課題を共有し、検討(意見交換)できればと思う。(市)
- 見学会に関しては、今後またブロック内の自治体が被災した場合でないと難しいかもしれないが、意見交換については、今後も引き続き協議会等の場で行いたい。(市)
- 過去の大規模災害での対応失敗事例を発表するような研修を検討して欲しい。(県)
- 今回の台風19号の災害廃棄物の処理、一次仮置場までの分別の状況と、混合廃棄物にならないような取り組みについて。(市)

【その他の要望等】

- 資料を事前に配布して欲しかった。(市)
- 質問時間が少ない印象を受けた。被災自治体は多忙かとは思いますが、懇親会などがあれば、もっと踏み込んだ本音を聞くことができたのではないかと感じる。(市)

イ 平成30年7月豪雨災害における災害廃棄物処理の振り返りに関するアンケート

(7)実施した業務について記載してください（支援として行った業務を含めて具体的に記載してください）。

平成30年7月豪雨災害において実施した業務は、被災自治体と応援自治体とで異なるものの、被災自治体では災害廃棄物処理に係る種々の対応を実施し、応援自治体はカウンターパートの被災自治体へ職員を派遣するなどの対応が実施された。

図表 12 アンケートにて確認できた意見

- 平成30年7月豪雨災害では、床上浸水3件の戸別収集及び浸水した便槽のし尿汲み取りの収集費用の収集業者への補填を行った。(市)
- 県内市町村に対する情報収集及び情報提供の実施(県)
- 発災後初期段階での職員派遣による状況把握。被災県の要請による職員派遣。(県)
- 岡山県真備町での一次仮置場の人員支援として職員派遣した。(市)
- 補助金申請に係る支援業務。(県)
- カウンターパートによる被災地への連絡員の派遣(県)
- 災害等廃棄物処理事業全般(補助金、公費解体、契約等)。(市)
- 災害廃棄物処理実行計画の策定や事務委託による仮置場の管理運営。(県)
- 災害廃棄物処理の全体調整、実行計画の策定、補助金申請業務(市)
- 災害廃棄物処理事業に関する事務処理(災害報告書作成、災害査定への対応、国庫補助金交付申請書作成、概算払い請求書作成、年度終了実績報告書作成、実績報告書作成)及び県との窓口。災害廃棄物処理事業と堆積土砂排除事業との連携に伴う関係部署(土木部門)との調整。災害廃棄物処理実行計画作成。二次仮置場における災害廃棄物破碎・選別・運搬・処分業務委託(市)
- 国へ財政支援に関する緊急要望、災害廃棄物の分別の徹底の指導、災害廃棄物の搬出・処理体制の構築等に関する助言、小規模自治体の広域処理の実施、仮置場の廃棄物監視業務への県職員の派遣、関係団体(産廃協会、浄化槽協会等)への協力要請、仮置場候補地に関する情報提供、被災市町への保健所(環境保全課)職員の派遣、損壊家屋等の解体撤去手続、公費解体の標準単価の通知、被災家電の処理の円滑化に向けての調整、災害廃棄物発生量・処理費用の推計、処理期限目標の公表、災害等廃棄物処理事業費補助金制度等の説明会の開催、災害廃棄物処理実行計画の策定支援、災害廃棄物処理の進捗状況の把握、市町への情報提供(県)
- 被災市町からの被害情報の収集、地方環境事務所への報告、災害補助金に関する市町等からの問い合わせ対応、災害査定に向けた地方環境事務所との調整・当日の随伴、災害補助金に関する事務(交付申請書の交付、繰越事務等)。(県)
- 公費解体(設計書のチェック、位置図作成、権利調査等)(市)

(イ) 苦勞したことについて記載してください。

平成30年7月豪雨災害において苦勞したことは、情報の収集・共有、実施する業務が不明、人員不足、災害廃棄物処理の判断、仮置場、公費解体という回答であった。

図表 13 アンケートにて確認できた意見

【情報の収集・共有】

- 夜間に大雨が降ったため、冠水等の情報収集に苦勞した。(市)
- 庁内の複数部局（各区、道路交通局、下水道局、環境局）で業務を実施したため、初動の対応は迅速に行えたものの、リアルタイムでの情報の把握が難しい部分もあった。(市)
- 各市町村において人員が少なく、連絡体制を構築することに苦勞した。(県)

【実施すべき業務が不明確】

- 初動対応について、知識不足のため、調べながら進めることとなり、時間がかかった。普段からの人材育成の必要性を感じた。(市)
- 初動時の役割分担が不明確で、何をすべきかわからなかった。(県)
- 関係団体との協定に基づく支援について、具体的な要請方法が定められておらず、時間を要した。(県)
- まったくの未経験（広島県主催の災害廃棄物関連の研修・災害廃棄物対策中国四国ブロック主催の研修にも未参加）で、何から手をつけていいのかまったくわからなかった。相談相手がない（災害廃棄物処理事業について、誰も知らない）ため、苦勞した。(市)
- 過去に災害廃棄物の処理を経験した職員がおらず、初動時に県として何をすべきなのか直ぐに思いつかなかった。(県)

【人員不足】

- 初動対応では、廃棄物担当部署の職員も避難所設営の動員となり、廃棄物処理業務での人員体制に影響が生じた。(市)
- 発災当初は問い合わせや苦情の電話が多く寄せられ、当課の担当係職員（2名）のみでは対応できなかった。(慢性的なマンパワー不足) (県)

【災害廃棄物に関して】

- 災害廃棄物は一般廃棄物に該当するが、解体廃棄物や石綿、PCBなど、産業廃棄物として処理した方が適正に処理されると思われるものもあり、判断に苦慮した。(市)

【仮置場に関して】

- 仮置場が満杯になり、混雑になった自治体があった。(人員の配置、受付時間の設定等がなく無管理状態であった) (県)
- 仮置場での分別の徹底が困難であった。(平成30年7月豪雨時では対応できなかった。) (県)

【公費解体に関して】

- 災害査定において、公費解体の積算が、環境省基準に基づいて行われていなかった等の理由により、再査定になった自治体があった。(県)
- 家屋解体のノウハウが被災市町村及び県になかったため、他の自治体等から情報収集するのに苦勞した。(県)

【その他】

- 支援のための派遣職員の人選。(県)
- 初動対応や必要な手続き。(市)

(ウ) 平成30年7月豪雨災害の教訓として伝えていきたいことについて記載してください。

平成30年7月豪雨災害の教訓として伝えていきたいことは、発災前の準備、協定締結、初動対応、仮置場や災害廃棄物に関すること、情報共有、支援体制の検討という回答であった。

図表 14 アンケートにて確認できた意見

【発災前の準備】

- 発災直前にすべきことの整理。(市)
- 各自治体職員は、災害をわがこととしてとらえ、研修や関係者間の応援協定の締結等、人と人を結ぶ内容の事前の備えを可能な限り行っていく必要があること。(県)

【協定】

- 協定の締結。(市)

【初動対応】

- 特に初動時の対応については伝えるべきと思う。(市)
- 初動対応。(市)

【仮置場・災害廃棄物に関して】

- 初動時にはまず仮置場の設置・管理体制確保が必要となるため、平時から候補地等を検討しておくことが重要。(県)
- 仮置場の管理（人員の配置など）(県)
- 仮置場の候補地を把握するとともに、いつでも設置できるよう手順を把握しておく。(県)
- 分別方法について早い段階で、住民へ周知する必要がある。(県)

【情報の共有】

- 災害対策本部から情報提供が満足に得られないため、廃棄物部署で被災状況を積極的に情報収集する必要があった。情報や時系列が変化するため、ホワイトボードに情報整理し、「情報の見える化」に努め、職員内で情報共有する重要性に気づいた。(市)

【支援体制の検討】

- 受援体制だけでなく、支援体制についても、各年度で検討しておくこと。(人事異動等により、組める体制に変更があるため)(県)

【その他】

- 事務分担の明確化(市)
- 廃棄物処理は分別が原則となるが、やむを得ず混廃となることもありうるため、大規模事業者への一括搬出等も想定しておくことが重要。(県)
- コンサル等への委託業務を行い、災害に詳しい人の配置を行えばよかった。(市)
- 災害報告書の作成は、地方環境事務所との十分なコミュニケーションが重要。(県)
- 災害経験職員が、当時と全く異なる部署に配属されており、その把握から活用まで時間を要した。(市)

(イ) 平時の備えとして何をすべきか記載してください。

平時の備えとしては、災害廃棄物の処理計画や処理マニュアルの作成、職員の育成・内部体制の構築、仮置場候補地の選定・対応マニュアルの準備、関係機関との連携体制の構築、書類の準備という回答であった。

図表 15 アンケートにて確認できた意見

【災害廃棄物の処理計画や処理マニュアルの作成】

- 災害廃棄物処理計画の策定（県・市）
- 詳細な手順書・マニュアルの準備。（県・市）
- 初動体制の事前構築、タイムラインの作成、職員の行動計画を作成すべき。（市）

【職員の育成・内部体制の構築】

- 市町村職員が一同に会し作業を行うワークショップ式の研修が、市町村職員同士の顔の見える関係づくりに役立つと考える。そもそも廃棄物についての基礎知識の無い自治体職員も多く、自治体職員向け災害廃棄物も含む廃棄物に関する研修が必要。（県）
- 図上訓練等の訓練・内部での研修。（県・市）

【仮置場候補地の選定・対応マニュアルの準備】

- 仮置場の場所の決定。（県・市）
- 仮置場対応マニュアルの準備。（市）

【関係機関との連携体制の構築】

- 関係機関との良好な関係構築。（県）

【書類の準備】

- 書類の雛形の作成。（市）

【その他】

- 広報計画。（市）
- 先般の台風19号では、見回りに出た自治体職員が亡くなっている。たとえば、監視カメラの設置や、退職した職員との連絡網の構築（自宅廻りの被災状況の確認などのため）も考えられる。（市）

(ウ)被災自治体を支援する際の目安を記載してください。

被災自治体を支援する際の目安は、対応可能な内容は応援自治体の体制等にもよるが、「明らかに単独市町で対応できていないと見えた際にはプッシュ型で支援を行っていく」という回答もあった。また、支援要請に基づいた支援になることが基本と考えられるため、適切なタイミングと支援内容を踏まえた支援要請が重要と言える。

図表 16 アンケートにて確認できた意見

【支援内容について】

- ごみ収集や中間処理を民間委託しているため、資機材や現場対応の支援は行えない。そのため、支援内容は主に職員派遣の支援を行うことになる。また、被災自治体を支援する際は、全国市長会や中核市市長会等の要請に基づいての職員派遣が主な支援内容になっている。(市)
- 仮置場が混雑で一杯となった場合、早急に搬出する必要があるため、初動期において候補となる処理業者を情報提供してほしい。(県)

【支援決定の基準について】

- 明確な基準を表すのは難しいが、県リエゾンからの現地情報等を基に、明らかに単独市町で対応できていないと見えた際にはプッシュ型で支援を行っていく。(県)
- 被害の規模、被災経験の有無(市)
- 被災の程度によって、支援の要請範囲が異なると思われるため、早期に災害廃棄物発生量を把握する必要がある。(県)

【支援の実施時期に関して】

- 被害の程度がわかり次第すみやかに(収集)。事務処理に関する支援は発災後直ちに。(市)
- 支援内容によって適切な要請時期が異なるため、被災自治体の方針決定の検討を行う際に選択肢の一つとできるよう、「このようなことができるので必要になったら連絡してほしい」という連絡があるとよい。被災自治体においても、プッシュ型支援を受けるか否かを初期に表明する努力は必要かと思う。(市)
- 基本的には、支援要請に基づき支援を実施、被害が甚大な場合は、プッシュ型支援も必要(県)
- 県として少なくとも広域処理が必要となった際には支援が必要と考える。(県)

(カ)同時期の広域的な災害時における国や県に期待すること・要望などを記載してください。

国や県に期待することは、情報提供・整理、支援等の調整、専門家の支援、現場での指揮という回答であった。また、国や県から被災自治体に対して、プッシュ型の事務委託の検討についての要望もあった。

図表 17 アンケートにて確認できた意見

【情報提供・整理】

- 広域的な災害時では、被災地域の情報整理や情報提供を積極的にしていただきたい。(市)
- 情報を集約し、すみやかに提供して欲しい。なお、混乱期はメールで状況報告できないので、県から職員を派遣し、その担当者を介しての報告としてほしい。(市)

【支援等の調整】

- 県においては、県内自治体間での調整や県外もしくはブロック外に対して、処理支援の調整を期待する。(市)
- 県外の処理業者とは関わりが少ないため、対応可能な事業者の情報提供や、広域調整をお願いしたい。(県)
- 地方環境事務所等が司令塔となり、ブロック内、又はブロック間の支援調整を実施して欲しい(職員派遣 等)。(県)
- 国において超広域的な調整を行っていただくとともに、できるだけ早い段階でマスタープランを策定し、処理方針を示して欲しい。(県)

【専門家の支援】

- 環境省やD.waste-net等による専門的な支援が受けられると大変助かる。(市)
- 処理スキーム中のターニングポイントごとに、国・県のスペシャリストを派遣し、指導して頂きたい。(市)
- できるだけ早い段階で、助言等ができる人材を県へ派遣して欲しい。(県)

【現場での指揮】

- 災害の規模が大きくなればなるほど、災害廃棄物の処理主体である市町村の職員は住民対応に追われることになり、大局的な統制が取れなくなるので、国・県の職員は、現地に入り適宜状況を正確に判断し、被災自治体に必要な支援を把握し、被災自治体に代わり応援要請を行っていくこと。(県)

【国・県への要望】

- 災害廃棄物（一般廃棄物）の処理責任は市町村にあることは理解しているが、複数市町にわたる広域的な災害が毎年のように発生する状況がある中で、各市町で処理を行うことを前提とし、事務委託を行うのか、中間処理施設を整備するのかについても各市町の判断に委ねることが、国全体、県全体としての費用対効果を考慮した場合にどうなのだろうかと感じる部分がある。(市)
- 広域的な災害の場合には、必要に応じて、事務委託を各市町から要請されるまで待つといった姿勢ではなく、国・県において積極的に中間処理施設等の設置を検討し市町に示す、事務委託の希望を募るなど、全体として費用対効果が最大となる対応について、場合によっては法整備も含め、今一度検討する必要があるのではないか。(市)
- 災害廃棄物処理事業・廃棄物処理施設災害復旧事業における諸経費率（平成30年7月豪雨は、各15%）を、満額認めてほしい。(市)

第3. 平成29 年度策定した「大規模災害発生時における災害廃棄物対策中国四国ブロック行動計画」の改定・見直しに向けた検討

1. 見直しの方針

昨年度の報告書において、平成30年7月豪雨の経験をふまえて行動計画の見直し点が提案された。その概要は、次のとおりである。

(1) ブロック行動計画の位置づけ

現行のブロック行動計画は、被災県市町村と支援市町村の役割を中心に時系列で整理した内容が多い。

災害廃棄物処理計画を作成した自治体が増加してきたこともふまえ、ブロック行動計画を次のように位置づけ、計画内容を見直すことを検討する。

【ブロック行動計画の位置づけ】

- 広域連携に特化する
- 応援側の役割や取組内容を定める
- 災害廃棄物処理に係る受援計画として掲載すべき事項を定める
- 協議会構成員以外自治体も含めてブロック全体で行動計画を共通認識として持つ
- 迅速な広域連携を行うための事前準備事項（ブロックで取り組むこと、各自治体で取り組むこと）を定める

(2) 実現に向けての平常時の取組として追加検討する事項

ア 災害対応業務における災害廃棄物処理業務の優先順位の向上

各自治体において、災害廃棄物処理対策が避難所運営や支援物資対策と同程度に早期の対応が必要なことを、防災部門に働き掛けるとともに、自組織の地域防災計画や業務継続計画に反映していくことが必要である。

イ 「中国四国ブロック災害廃棄物処理経験職員リスト」の作成と運用

今後、ブロック内、さらにはブロック外の自治体に対して災害廃棄物処理の広域連携や支援を行うために、災害廃棄物処理経験のある職員のリストをあらかじめ作成しておく。災害発生時には、発生時の職員の所属に関係なく、それらの職員を優先して応援派遣するようにしていく。対象職員は、本協議会が発足した平成26年9月26日以降に発生した災害で、災害廃棄物処理を経験した職員とする。

ウ 「してほしいことリスト」の作成

平成30年7月豪雨を中心に、近年発生した災害において災害廃棄物処理に携わった自治体職員を中心に、応援職員が来た場合に支援して欲しい業務を時系列で整理した「してほしいことリスト」を作成しておく。

エ 仮置場開設・運営マニュアルの作成

仮置場の候補地事前選定については、平成30年7月豪雨では有効性が確認された自治体があ

る。今後は、仮置場設置後のレイアウト、人員配置、官民の分担などの運営方法について、具体的な事例を掲載した市町村向けマニュアルを作成することを検討する。

オ 被災自治体ツールキットの作成

平成30年7月豪雨において、被災自治体それぞれに必要な申請書類のほか、広報資料、災害査定に必要な書類等の書式を整理し、ツールキットとしてとりまとめ、協議会構成員で共有、さらにはブロック内自治体への配布の可否を検討する。

カ 住民用集積所開設・運営住民向けマニュアル作成の検討

大規模災害発生時に、迅速に管理された住民用集積所を自治体が開設することは困難である。大規模災害発生時に自治会・町内会等の地域住民との連携で管理集積所を開設し、適切な分別ができるような住民向けのマニュアルの作成について検討する。

キ 被災経験を継承する訓練の実施

中国四国ブロックにおいては、平成27年度～29年度の3年間にわたって、災害廃棄物処理の訓練を実施してきた。この訓練は災害廃棄物処理の経験のない自治体が多いなかで、広域連携で対応するための訓練であった。

今後は、広域連携対応の訓練目的に加え、災害廃棄物処理経験を継承する目的も追加した訓練を実施していくことを検討する。

ク ブロック行動計画の協議会構成員以外への周知

ブロック行動計画に基づく災害廃棄物処理に係る広域連携が適切に機能するためには、協議会構成員以外の自治体も含めてブロック全体で行動計画を共通認識として持つ必要がある。協議会構成員以外の自治体に対しても、継続的かつ積極的にブロック行動計画内容の普及啓発に努める。

(3) 本年度の取組

協議会構成員に対するアンケート調査の結果、提案事項の中で優先的に取り組むべきものは、「してほしいことリスト」の作成、仮置場開設・運営マニュアルの作成、被災自治体ツールキットの作成の3つであった。

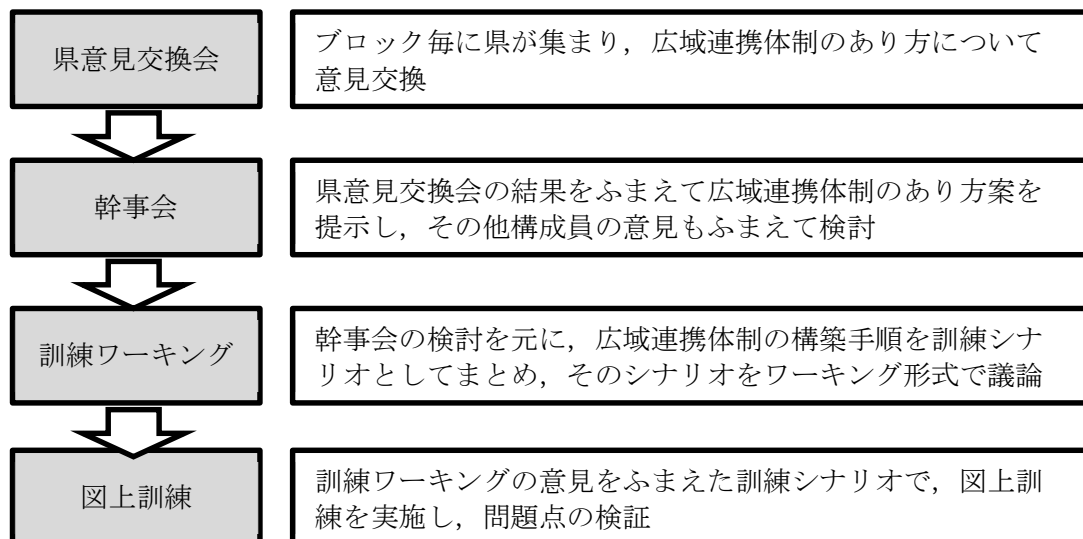
このため、本年度は、これらの3つと広域連携の前提となる連携体制のあり方について見直しを行う。

2. 広域連携体制

(1) 広域連携体制のあり方

ア 広域連携体制の検討の流れ

本年度、広域連携体制の検討は、次のように進めた。



以下は、その流れの検討結果を整理する。

イ 意見交換会の実施

(7) 意見交換会の結果

7月17日(水)に四国ブロックの4県、7月18日(木)に中国ブロックの4県（1県欠席）が集まり、広域連携体制について意見交換会を実施した。その概要は下記のとおり。

【中国ブロック】

- ・ 中国四国ブロック内の組織と、その他の支援組織との関係性が明確になっている必要がある。
- ・ 災害時対応経験職員と未経験職員の支援チームを組成し、災害対応経験を自治体内部での継承する体制が参考となった。
- ・ 全国的な調整、支援の動き出しには時間（1か月程度）を要する。その1か月の間にうまく支援が入ることが、後の復旧・復興の速度に影響を与えることになる。
- ・ 「被災地ニーズ・タイムライン」を共有した状態を前提として、発災当初の1か月の迅速な災害廃棄物対策に関する応援・受援を、中国ブロック内で行うということについて新たな協定を締結してはどうか。
- ・ トリガーは発災県となり、非常事態を会長県や地方環境事務所に連絡をするのが望ましい。
- ・ 被災県では情報共有が難しいなか、迅速な意思決定が難しいため、外部支援スタッフからのアドバイスを受けて検討することが重要となる。
- ・ 地方環境事務所が司令塔の役割を果たし、ブロックで災害廃棄物関係の情報が得られることで迅速な支援体制の充実につながっていくと思う。
- ・ 応援職員の派遣については、各自治体の人事部局で集約し、知事の承諾を得る必要がある。

【四国ブロック】

- ・被災県では発災直後は被災市町村等からの問い合わせに対応しており、職員が少ない中で現地の情報収集が困難であった。
- ・ブロックの応援協定はあるが、応援側は自分たちが現地で何をするのか明確でなく、一方で受援側は何をしてほしいのか伝えることが難しい状況であった。
- ・人員では全国知事会、資機材では全国都市清掃会議を通じた応援に入っており、別ラインで動くのが難しかった。
- ・応援県が環境省の支援チームと一緒に入り、現地の情報収集等を行えるのが望ましい。
- ・被災自治体の現地の情報収集を目的に、数日間プッシュ型で先発隊として応援に行くことは可能。長期の派遣の場合は、協定に基づいた正式な派遣になるのではないと思う。
- ・一週間以上の派遣の場合は人事部を通じた調整が必要となる。
- ・行動計画の発令は中国四国地方環境事務所からが望ましい。
- ・応援幹事県はなくてもいいのではないか。
- ・環境省リエゾン、中四国環境事務所を通じて、ブロック内の応援県やその他自治体に情報共有できると良いのではないか。
- ・ブロック行動計画において、発災後一か月間に特化した支援体制の検討が必要となる。

(イ) 意見交換会の検討結果をふまえた広域連携体制のあり方

意見交換会の結果をふまえ、広域連携体制のあり方をまとめた。

広域連携体制の全体像の基本的考え方のほか、連携スキーム、手順も作成したが、この後の幹事会、訓練ワーキング、図上訓練において、スキームと手順は修正されるため、ここでは基本的考え方のみを示す。この考え方は、このあとも大きく変更はなかった。

1) 本年度の検討の前提

本年度検討する災害は、平成30年7月豪雨災害と類似の災害とする。これを前提に議論し、広域分散型の豪雨災害の際の広域連携体制のあり方としてまとめる。

南海トラフ巨大地震や直下型地震など、平成30年7月豪雨災害とは災害の種類も様相も異なるものについては、次年度以降に、その結果を応用・援用し検討する。

2) 大規模豪雨災害時の広域連携体制の全体像

① ブロック内連携の時間軸の考え方

大規模豪雨災害時には、ブロック内に限らず、全国の自治体や団体から職員や車両等が派遣されてくる。他ブロックの応援自治体等と比較して、ブロック内の応援が最も有効で必要とされるときは、発災直後である。

このため、連携体制を次の3つの時間軸に分けて整理する。

第一段階	発災直後（被害は大きい模様であるが広域支援が必要か、判断できていない状況）
第二段階	発災直後から1週間程度の連携体制（災害廃棄物が多量に発生することが判明した段階）
第三段階	発災後約1週間～1か月程度以内の連携体制

② 主な応援団体の考え方

被災県市町村への支援は、自治体だけではなく、環境省支援チーム（D.Waste-Net含む）、全国都市清掃会議などからも人材、車両が派遣されてくる。また、行政内の応援ルートとしては、相互応援協定、全国知事会、市町村会などもある。このため、広域連携体制図には、これらの主な団体についても明示しておき、それらの団体による支援スキームを簡潔に示した上で、ブロック内の連携体制を整理する。

ウ 幹事会での意見

中国ブロック及び四国ブロックにおいて、広域連携体制の全体像を示し、意見を聴取した。この時点で、連携体制に対する大きな変更意見は出されず、平成30年7月豪雨における経験に関する発言や連携体制の考え方に対する質問がほとんどであった。

エ 訓練ワーキングでの意見

広域連携体制の全体像をふまえ、連携の手順を訓練シナリオとしてとりまとめた。訓練シナリオとワーキングでの個別の意見は、訓練とりまとめを参照されたい。ここでは、主な意見を整理する。

(7) 広域連携体制について出された意見の整理

1) 第1段階：発災直後（被害は大きい模様であるが広域支援が必要か、判断できていない状況）

広域支援が必要か判断できていない状況での意見は、次のとおりである。

《応援要請の位置づけ》

- ブロック協議会として環境事務所の要請のもと先発隊を派遣するスキームをオーソライズできるのであれば、そのスキームのもと動くということを、応援市側で、庁内で説明しやすい。
- 国からの要請があった上で、担当課長による「出張命令」であれば、先発隊の要請対応が行いやすい。
- 環境事務所からの要請の手段は決めておいたほうがよい。先に電話等で連絡し、その後正式に文書を送るなど。
- 先発隊は「派遣」という言葉を使うと、人事部を通した手続きが求められると解釈される。
- 第1段階、2段階ともどこまでが所属長判断でできるか？各自治体内部であらかじめ調整しておくことが望ましい

《応援県市の選定》

- 応援県市の選定は環境事務所で判断してもらうのが良い
- 応援市が先発隊を派遣する際、どのルートを通れば被災市へたどり着けるのか、派遣要請とあわせて環境事務所から応援市に情報提供してほしい。
- 応援市の選定の際には、自治体規模も考慮してもらいたい。同程度の規模であれば業務内容が近いと、被災市から業務を依頼しやすい。

《プッシュ型の場合の派遣の基準》

- 先発隊はプッシュ型で派遣された方が良いが、派遣する際の基準を検討する必要がある。

《「してほしいことリスト」が必要》

- 先発隊に何をしてもらえばよいか分からないため、「してほしいことリスト」を事前に準備しておくべき。
- 被災経験のない自治体では、何から始めて良いか分からない。仮置場の調整（設置、管理等）、発生量推計を任せられるのであれば最もありがたい（これらで躓く可能性が大きい）。
- 先発隊にしてほしいことは明確にしにくい
- 先発隊が入って情報収集することが重要
- 県の立場からすると先発隊に市町村に入ってもらいリエゾン役をしてもらいたい

《「人材リスト」が必要》

- 「してほしいことリスト」の内容に見合った人材が応援職員とは限らないため、「人材リスト（被災・支援の経験内容）」と合わせて、事前に準備しておくべき。
- 先発隊でも、廃棄物処理経験者が望ましく、人材リストの作成・活用が重要。環境事務所にて要請するため、環境事務所にて人材リストを管理・共有することが望ましい。
- 先発隊は、経験者がベター
- 先発隊であっても処理経験者で、指揮・アドバイスができる人材が望ましい。
- 現状では人材リストは整理できていない。
- 経験人材リストは必要

《先発隊派遣後の広域連携の必要性の判断》

- 被災自治体と先発隊で協議して、広域連携の必要性を判断することが必要
- 情報収集をして被害が大きいと判明した時点で支援に切り替える、広域連携とする

《協議会構成員以外の市町村との関係》

- 第1段階で、ブロック協議会の構成員以外の市町村と環境事務所が直接連絡をすることはなかなか難しい。ブロック協議会の構成員以外の市町村の調整は県の役割。

《受入準備》

- 受入側の準備は平時の受入に近いもので良い
- 先発隊の派遣はよいが、被災側と応援側で被災状況に関する認識が合わないことがある。情報が独り歩きしないように、必ず応援側と被災側の関係部局でミーティングの機会をもってほしい。

《ICTの活用も視野》

- 先発隊の受入が難しい場合に、遠隔での支援がどの程度可能か事前に検討すべき（Skype会議の実施など）。
- ICT技術が発達しているので、先発隊の役割はテレビ会議の導入などで代替できるのではないかな。

《既存相互応援協定との関係の整理》

- 既存のブロック内の協定とこの行動計画の位置づけ・役割を明確にしたほうがよい

2)第2段階：発災直後から1週間程度の連携体制（災害廃棄物が多量に発生することが判明した段階）

第1段階の結果、広域支援が必要と判明した段階の連携体制に関する意見は下記のとおりである。

《第2段階への切り替え》

○第2段階になったということをだれが判断するのか。議論が必要である。

《応援期間》

- 市→県→国への要請の段階から派遣期間を明記した方がよい（市の人員の選定・配置にも影響するため）。
- 長期にわたる派遣は所属課長判断ではなく人事課判断となるため、応援職員の派遣は環境部局以外の職員の派遣の検討も必要。
- 人事部門との調整が不要なのは1週間まで。

《応援県市の選定》

- 第一段階と同じ自治体に継続してもらう方がよい
- 応援側自治体の廃棄物担当の職員は、各自治体数名のところが多く、同一自治体の継続が難しいことも想定される。複数の自治体で調整することが必要。
- 経験者は1自治体だけでは限られている。経験者のリストをつくり、派遣先を調整することこそが国の役割。
- 応援側はどれぐらいの人数が必要なのか？一人でも良いのか？
- 複数の自治体からの応援でも良い。

《望ましい応援職員》

- 廃棄物を推計できる人が重要。
- 第2段階では、できればベテラン・経験者といった判断ができる職員による応援があるとよい。
- 次にどのような対応が必要かなど、全体的なコーディネートができる職員を派遣してもらいたい。
- できるだけ災害廃棄物処理経験者が望ましい。（特に町村レベルでは）
- 経験上、早々に仮置場が混廃となるため、仮置場の管理ができる職員を派遣してほしい。
- 当初は被害情報収集が中心だが、土地勘がないと困る。1回目は職員も帯同し、2回目からは応援職員のみで。被害状況、仮置場の状況を見る。

《「人材リスト」が必要》

- 職員にも被災経験、支援経験など経験値に差異があるため、あらかじめ人材リストの準備が必要。
- 経験職員でも何を経験したかの整理。支援可能メニューがある方がよい。
- マニュアルや計画書はつくっていたが、全く役に立たなかった。経験者が応援にきてくれて、指示をしてくれたのがありがたかった。
- 経験者について、「発生量推計の経験者」なのか「仮置場管理の経験者」なのか「査定の経験者」なのか、被災側も応援側も明確にすることが必要。
- 経験人材バンクが必要

《「してほしいことリスト」が必要》

- 応援に行く際には、事前に「やること（やってほしいこと）」が決められていた方が準備できて良い。

《追加職員を要請する場合》

- 追加職員も環境事務所経由、事務所の調整が望ましい
- 追加応援職員の要請は、必要な人材がより明確になる。応援県だけでは限界があり、全国知事会等、全国からの要請に切り替える手続きも必要。全国知事会への要請は、環境事務所から実施するのか要協議。
- 追加応援職員の時が、応援自治体を変えるタイミングか←応援側も担当が少ないことへの対応策

《受援体制》

- 先発隊の宿舎の確保は、被災側と応援側のどちらが実施すべきか。
- 応援側の規模によっては受入れスペース、宿泊場所の確保を受入側が準備する必要←応援側の準備で良いのではないか。
- 長期化する場合、応援側の自立対策（バックアップ、宿の手配）なども必要ではないか。

《引継ぎは被災自治体の負担をかけない》

- 引継ぎを被災自治体に負担をかけないことは重要
- 応援側で引継ぎをしてもらうことが重要
- 応援側の1人目が経験職員で2人目が未経験職員の場合、引継ぎ後はどうするかが課題
- 可能であれば、予め、応援職員の追加可能人数を伝えておく。

《協定が必要》

- 災害廃棄物処理応援の協定があった方が良い

3)第3段階：発災後約1週間～1か月程度以内の連携体制

本格的な支援が必要な第3段階の体制に関する意見は次のとおりである。

《長期間の応援職員が必要／人事部門との調整が必要》

- 継続的に長期で応援していただける職員の派遣をお願いしたい（人事課を通じた対応）。
- 誰に、何をやってもらうのかという役割を明確にし、発災から1ヶ月までの支援を全力でお願いしたい。
- 追加応援職員は特定のスキルが必要となってくる。人事部門との調整が必須

《必要な応援職員》

- この時期になると、費用関係の対応も出てくるため、土木分野等の知識も有する応援職員の派遣が望ましい。
- 所属元自治体とのパイプ役や災害報告書のチェックなどをお願いしたい
- 災害廃棄物の処理に長けた人材だけでなく、補助金の知識など、国との調整に長けた人材の派遣が望ましい。

《連携体制／自治体同士の直連携》

- 中長期の職員派遣は、応援県→被災県、応援市→被災市間が直接実施・継続することで事務手続きが簡素化される。

《ブロック行動計画終了》

- この時点では、ブロック行動計画の役割は終わっている。
- この段階になると、知事会による応援など、他のスキームによる応援も始まっているので、ブロック協議会としては情報共有の役割に特化してもよい。

オ 図上訓練での意見

訓練ワーキングをふまえて修正した訓練シナリオをもとに、図上訓練を行い、広域連携体制の手順を確認した。その結果は、訓練のとりまとめを参照されたい。

カ 大規模な水害，土砂災害発生時におけるブロック内の連携体制（本年度の結論）

これまでの検討経過により，大規模な水害，土砂災害発生時におけるブロック内の連携体制は次のとおりとなった。

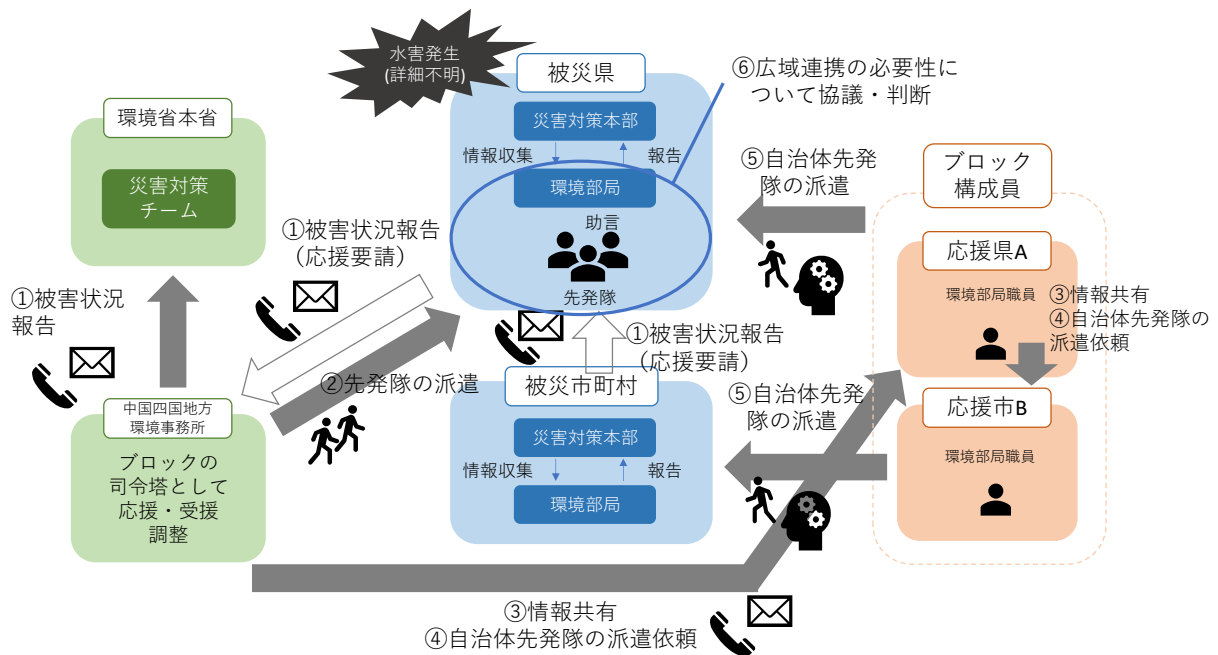
(7) 基本コンセプト

平成30年7月豪雨における応援・受援に関する調査から，全国知事会や全国都市清掃会議等の様々なスキームを通じた職員・資機材の応援が行われていたことが明らかとなった。また，被災自治体においては災害廃棄物対策を担当する職員が限られている，災害対応経験職員がいない等の事由から，発災後すぐに被害状況および災害廃棄物発生状況についての情報収集が困難となり，応援要請を判断することが難しいことが明らかとなった。一方で，応援自治体においては，ブロック行動計画の発令のタイミングが分かりにくいこと，具体的な支援内容の明確化が難しいことが明らかとなった。これらの応援・受援の課題を踏まえて，中国四国地方環境事務所をブロックの司令塔とし，発災後～全国の応援が来るまでの期間に，現地の被災状況をいち早く情報収集することで，応援自治体・環境省支援チームがニーズに沿った支援を迅速に行うための，広域連携体制を提案する。

広域連携体制の3つの段階は次のとおり設定する。

第1段階	発災直後（被害は大きい模様であるが広域支援が必要か，判断できていない状況）
第2段階	発災直後から1週間程度の連携体制（災害廃棄物が多量に発生することが判明した段階）
第3段階	発災後約1週間～1か月程度以内の連携体制

(イ) 第1段階：発災直後（被害は大きい模様であるが広域支援が必要か、判断できていない状況）



① 被災自治体からの被害状況報告（応援要請）

- ・ 県環境部局は、県内において大規模な水害発生、担当人員の不足、情報収集の困難等の状況が分かった段階で、中国四国地方環境事務所へ被害状況の報告と先発隊の応援要請を行う。市町村環境部局も同様に、県に応援を要請する。
- ・ 中国四国地方環境事務所は、被災自治体の被害状況等について、環境省本省に報告する。

【応援要請する基準（案）】

- 1つ以上の市町村で大きな被害があったと情報のあった場合
 - 台風規模や降雨量，風速等の入手できた気象関係情報等から大きな被害が想定されるが，情報が十分に入らない地域がある場合（被害が大きいため情報が入らない可能性）
 - 応援要請をして良いかどうか迷う被害状況を手に入れた場合（迷う場合は要請する）
- ※結果的に応援が不要となることを恐れずに初期段階で応援要請することが重要**

② 中国四国地方環境事務所から先発隊の派遣

- ・ 中国四国地方環境事務所は、被災自治体からの応援要請があった場合、直ちに先発隊を派遣する。ただし、要請がなくとも、その他の災害情報等から必要と判断した場合は、プッシュ型で先発隊を派遣する。

③ 被害状況の情報共有

- ・ 中国四国地方環境事務所は、被災自治体からの報告等をふまえ、ブロック内の県に対してブロック全体の被害状況の情報共有を行う。
- ・ 県は、必要と判断した場合は、これらの情報を県内市町村に対しても情報共有を行う。ただし、大きな被害があった場合は、必ず県内全市町村に共有する。

④ 自治体先発隊の派遣要請

- ・ 中国四国地方環境事務所は、ブロック内の被害の小さな自治体に対して、被災自治体への自治体先発隊の派遣を依頼する。依頼先の自治体としては、過去の災害発生時において災害廃棄物処理経験のある自治体を中国四国地方環境事務所が選定する。
- ・ 自治体先発隊の派遣期間は、長くて1週間の短期を想定する。
※この依頼は、ブロック内の相互応援協定の運用発動の有無に関係なく、災害廃棄物処理の応援体制として実施する。災害廃棄物処理に特化した協定をあらかじめ締結しておくことが望ましいが、締結されるまではブロック行動計画に明記する。
- ・ この段階から派遣期間が長期に亘ることが想定される場合は、包括的な災害時相互応援協定に基づく要請を念頭に置き、協定で定める支援のカウンターパートを優先して応援自治体を選定するとともに、応援自治体は人事部門との調整を行うことが必要となる。

⑤ 自治体先発隊の派遣

- ・ 依頼を受けた自治体は、職員数名（災害廃棄物処理の経験がある職員が望ましい）を被災自治体に派遣（出張扱い）する。
- ・ 応援職員は、中国四国地方環境事務所の先発隊とともに、下記の支援業務（出張の任務）を実施する。必要に応じて、被災現場に赴き現場の情報を収集し、被災自治体のそれらの情報を報告する。

【先発隊の主な支援業務】

被災状況の把握、県の対応状況、被災市町村の体制、発災後の廃棄物処理及びし尿処理に関する情報収集、災害廃棄物の発生状況

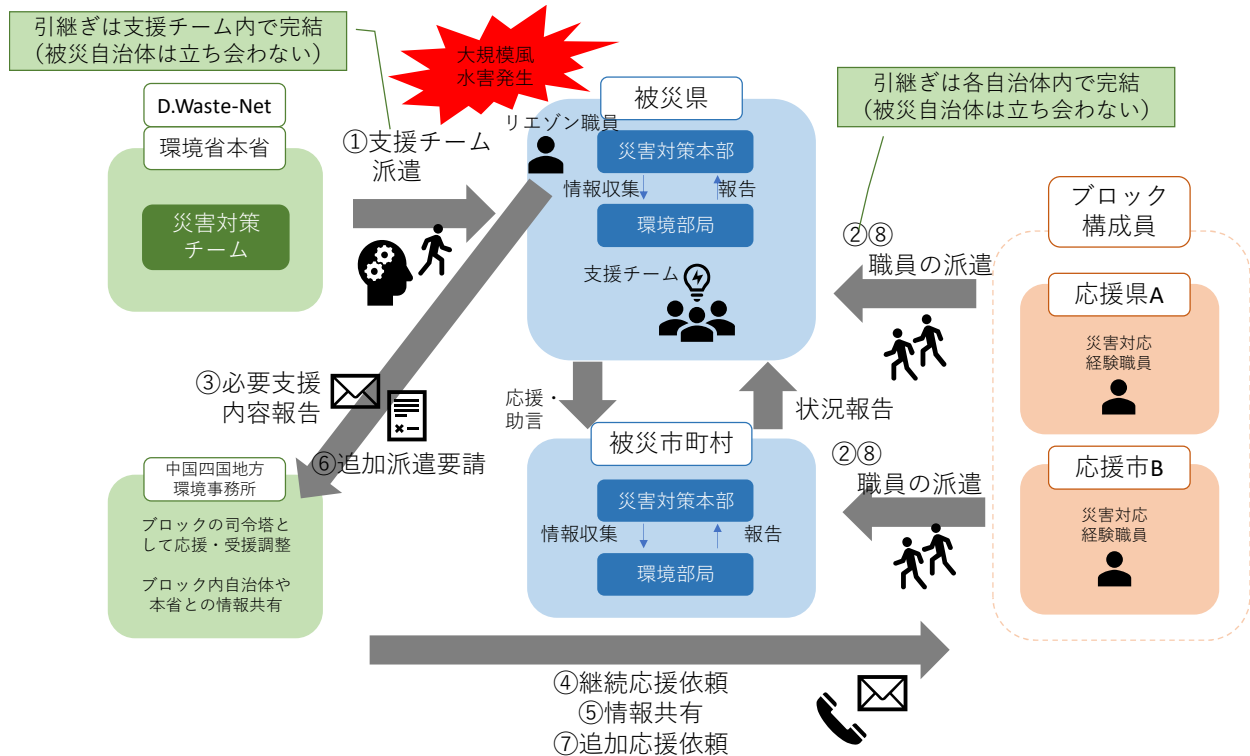
- ・ 被災市町村への応援職員は、被災市町村の被害状況の把握、災害廃棄物発生状況の把握を支援する。

⑥ 広域連携の必要性について協議・判断

- ・ 一定の状況が把握できた後、被災自治体と先発隊職員で協議を行い、ブロック内での広域連携の必要性を協議・判断する。
- ・ 判断は可能な限り迅速に行い、迷うレベルの被災の場合は、短期間の広域連携が必要と判断する。

※この段階では、被害状況の把握の結果、多量の災害廃棄物が発生しない可能性も見込まれる段階である（結果的に応援職員の派遣は不要と判明する可能性がある段階）。

(ウ) 第2段階：発災直後から1週間程度の連携体制（災害廃棄物が多量に発生することが判明した段階）



① 支援チーム派遣

- ・ 環境省本省からは、D.Waste-netを含む支援チームを被災県に派遣し、被災県を中心に支援する。あわせて、被災市町村への巡回、助言等を行う。
- ・ 中国四国地方環境事務所からの派遣職員は、支援チームと役割分担をした上で被災県等を支援する。
- ・ また、環境省は被災県の災害対策本部に、リエゾン職員を派遣する。
- ・ なお、支援チームのリーダー交代時等に、被災自治体に負担をかけないように引継ぎは支援チーム内で行う（例えば、現地案内を被災自治体に要請するなどは厳禁であり、引継ぎ業務として支援チーム内で行う）。

② ブロック内応援自治体からの職員の派遣

- ・ 継続して被災自治体に職員を派遣（出張）する。派遣職員の内1名は、災害廃棄物部署に赴き、災害廃棄物処理の方針や実施すべき事項などの助言を行うことが望ましい。その他の派遣職員は、被災自治体の要請のもと必要な支援活動を行う。（被災自治体は「支援してほしいことリスト」をもとに要請を行う。）
- ・ 交代の際の引継ぎは、被災自治体に負担をかけないように、応援自治体のみで行う。

③ 環境省リエゾン職員から必要支援内容の報告

- ・ 環境省リエゾン職員は、被災県災害対策本部での情報をもとに、今後必要となる支援内容を中国四国地方環境事務所に報告する。

④ 継続応援依頼

- ・ 中国四国地方環境事務所は、環境省リエゾン職員からの報告をふまえ、広域連携の継続応援を応援自治体に依頼する。

⑤ 被害状況の情報共有

- ・ 中国四国地方環境事務所は、環境省リエゾン職員からの報告等をふまえ、県に対して被災自治体の被害状況の情報共有を行う。
- ・ 被害状況や応援の状況、応援ニーズは、逐次更新されていくため、定期的に情報共有を実施する。
- ・ 県は、必要と判断した場合は、これらの情報を県内市町村に対しても共有する。

⑥ ブロック内応援自治体職員の派遣（出張）

- ・ 中国四国地方環境事務所から要請を受けた自治体は、被災自治体に継続して職員を派遣（出張）し、被災自治体を支援する。

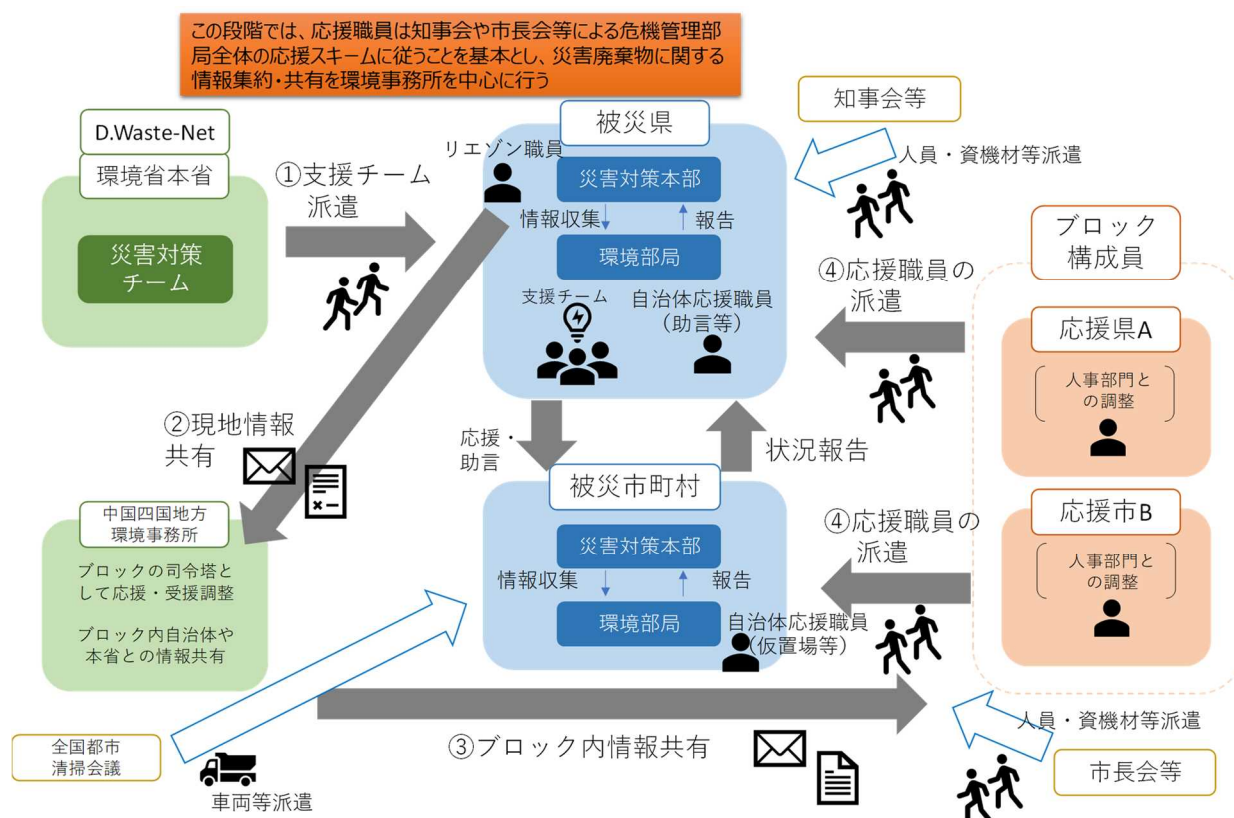
⑦ 追加派遣要請

- ・ リエゾン職員又は支援チームは、被災自治体の状況により、職員の増員派遣を要請する。
- ・ 中国四国地方環境事務所は、増員依頼をする複数の応援自治体を複数選定し、応援を要請する。

⑧ 追加派遣

- ・ 中国四国地方環境事務所から追加の職員派遣を依頼された自治体は、被災自治体に職員を派遣し、被災自治体を支援する。

(I) 第3段階：発災後約1週間～1か月程度以内の連携体制



この時点では、全国都市清掃会議からの車両の派遣や、全国知事会、市長会、自治体間相互応援協定等に基づく応援職員が派遣されている状況であり、その他災害対策とあわせた応援職員派遣となる。なお、平成30年7月豪雨災害時との相違点は、ブロック内に被災経験自治体が多数あるということである。体制図では、ブロック外からの被災経験者は来ないものとして整理する。(ブロック外からの派遣があった場合も、これを応用する。)

【基本的考え】

- この段階では、危機管理部局主体の応援・受援体制が構築されており、災害廃棄物部局だけで動くことは混乱を招きかねない。このため、危機管理部局による応援（知事会や市長会等を通じた応援）体制に従った体制をとることとする。
- 第2段階からの引継ぎを円滑に行うとともに、以後は、中国四国地方環境事務所は継続して災害廃棄物の状況をブロック内の県に情報共有を行い、県は県内市町村に対して情報共有を行うこととする。

① 環境省支援チーム派遣

- 環境省支援チームは被災県等に入り、被災県及び被災市町村を支援する。D.Waste-netは技術的な助言を中心に行う。主な支援業務は、次の通りである。

【支援チームの主な支援業務】

公衆衛生の確保、災害廃棄物発生量推計、仮置場対策、住民やボランティアへの周知、支援要請と支援のマッチング

- ・ 中国四国地方環境事務所からの派遣職員も支援チームと一体となって支援活動を行うが、災害査定までの長期的な支援も視野に入れた実務的な支援を中心に行う。

② 現地情報共有

- ・ 被災県災害対策本部の環境省リエゾン職員は、被災県内の状況を中国四国地方環境事務所及び本省に報告する。

③ 被害状況のブロック内情報共有

- ・ 中国四国地方環境事務所は、環境省リエゾン職員からの報告等をふまえ、ブロック内の県に対して被災自治体の被害状況の情報共有を行う。
- ・ 被害状況に関する情報は、逐次更新されていくため、定期的に情報共有を実施する。
- ・ 県は、必要と判断した場合は、これらの情報を県内市町村に対しても共有する。

④ ブロック内応援自治体からの職員派遣

- ・ 継続して被災自治体に職員を派遣する。この場合、長期間の派遣（災害救助法に基づく派遣又は地方自治法に基づく派遣）になると考えられるため、人事部門との調整が必要となる。
- ・ 派遣職員の内 1 名は、災害廃棄物部署に赴き、災害廃棄物処理の方針や実施すべき事項などの助言を行う。その他の派遣職員は、被災自治体の要請のもと必要な支援活動を行う。（被災自治体は「支援してほしいことリスト」をもとに要請を行う。）
- ・ なお、自治体からの派遣職員は、この時点では、知事会、市長会、協定に基づく支援スキームによる派遣となることが想定されるため、人事部局や危機管理部局と調整の上、職員を派遣する。

3. 応援職員にしてほしいことリスト

(1) 「応援職員にしてほしいことリスト」作成の背景と作成の前提

昨年度の報告書で、平成30年7月豪雨災害の被災自治体や応援自治体へのヒアリング調査、アンケート調査によって判明した問題点等をふまえ、応援・受援のあり方やブロック行動計画の見直し点を整理した。

その中で、大規模災害発生時には、過去に被災経験のない自治体では、応援職員に対して何を支援してもらえば良いのかが分からない状態であることが検証され、ブロック行動計画の見直し点の一つとして、「応援職員にしてほしいことリスト」の作成が上げられた。

これを踏まえ、本調査では、平成30年7月豪雨災害の経験を踏まえて「応援職員にしてほしいことリスト」の内容について検討を行った。

■「応援職員にしてほしいことリスト」とは

- ・ 大規模災害が発生し、被災自治体に応援職員が来た場合に、被災自治体職員が支援して欲しい業務について、時系列で整理したリスト
- ・ 被災自治体職員がリストを確認することで、災害廃棄物への対応経験がない場合であっても、応援自治体職員にどのような業務を支援してもらえるか検討するための判断材料となる。

■リストの構成

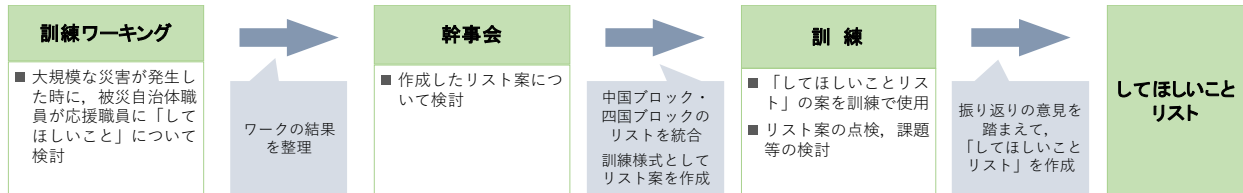
- ・ 県と市町村では、大規模災害発生時に実施すべき業務内容が異なる。そのため、リストは、県と市町村について分けて作成する。
 - 1) 被災県職員が応援職員にしてほしいことリスト
 - 2) 被災市町村職員が応援職員にしてほしいこと
- ・ 災害発生後の経過時間によって、支援して欲しい業務が変化する。そのため、広域連携体制の3つの段階を念頭に置き、下記の5つの時期について、支援してほしい業務を整理する。
 - 1) 発災直後
 - 2) 1週間以内
 - 3) 1～4週間
 - 4) 1～3ヶ月
 - 5) 3ヶ月以降

(2) 作成の方法

ア 作成の流れ

本年度の調査において実施した、①訓練ワーキング、②幹事会、③訓練の3つの場において、「応援職員にしてほしいことリスト」について検討を行い、その結果を基にリストを作成した。

図表18 「応援職員にしてほしいことリスト」検討の流れ



イ 訓練ワーキングにおける検討

中国ブロック及び四国ブロックにおいて開催した訓練ワーキングにおいて、平成30年7月豪雨の経験をふまえて、大規模な水害が発生した時に被災自治体職員が、「応援職員にしてほしいこと」について検討するワークを行った。ワークでは、県職員の班と市職員の班に分かれ、県・市それぞれについて、被災自治体の職員が「応援職員にしてほしいこと」を検討した。

また、広域連携体制の3つの段階を念頭に置き、発災後の経過時間を下記の5つの段階に分け、それぞれの段階における「応援職員にしてほしいこと」を検討した。

1) 発災直後	2) 1週間以内	3) 1～4週間
4) 1～3ヶ月	5) 3ヶ月以降	

訓練ワーキングの検討結果については、第6.2(3)イ「してほしいことリスト」の検討ワークの結果（147頁）を参照。

ウ 幹事会

中国ブロック及び四国ブロックでの検討結果から、県・市それぞれの「応援職員にしてほしいことリスト」の案を作成した。このリスト案について、中国ブロック及び四国ブロックの幹事会で検討を行った。幹事会において出された「応援職員にしてほしいことリスト」に関する主な意見及びそれに対する対応方針は、下記のとおり。

図表19 幹事会での「応援職員にしてほしいことリスト」（案）に関する意見

意見	対応方針
・ 特に経験のない自治体であれば、「してほしいことリスト」があったとしても、そこから何を受援すべきか分からない。先発隊として派遣される応援職員のやるべきことは、受援業務の整理の支援ではないか。	・ してほしいことリストの中に、「対応方針全般に係る助言（してほしいことリストの整理を含む）」を追加する。

エ 訓練における検討

第7回幹事会において検討したリスト案を基に、中国ブロックと四国ブロックのリストを統合整理し、訓練の様式として、「応援職員にしてほしいことリスト」（案）を整理した。

このリストを中国ブロック及び四国ブロックの訓練で、被災自治体が応援自治体に支援内容を指示する際に使用した。訓練当日に、訓練で見つかった課題等についての振り返りを行う中で、リスト案の点検、課題等の検討を行った。

訓練後に各班で振り返り作業を行い集約した、特に重要な問題点のうち、「してほしいことリスト」に関連して得られた意見は下表左列のとおりであった。また、得られた意見に対し、右列に得られた意見に対する対応方針を示す。

図表20 各班の振り返り作業で出された特に重要な問題点

特に重要な問題点	対応方針
・ してほしいことリストが活用出来なかった。 ・ してほしいことリストの活用が十分出来ない。	・ 今回作成するリストを活用した図上訓練などを行い、活用方法の習熟、リストの改善等を行う。
・ してほしいことリストと県への支援要請との関係性が分かりにくい。	・ 「してほしいことリスト」は、被災自治体職員が他自治体からの応援職員に対し、作業依頼を行う際に使用するリストと位置付ける。 ・ 「してほしいことリスト」の位置付けが明確に伝わるよう、リストの名称を「応援職員にしてほしいことリスト」へ変更する。
・ してほしいことリストの項目が多く、市がしてほしいこと、県がほしいことの区別が分からなかった。	・ リストの項目を精査し、類似の内容を集約する。また、訓練で使用したリスト案は、具体の依頼内容をチェック項目としていたが、複数の依頼内容を集約した見出しレベルをチェック項目とし、リストの項目数を削減する。
・ 市内地区ごとの被害状況の把握内容があいまいで分かりにくい（してほしいリスト）。	・ 次年度以降の検討課題として、「してほしいことリスト」を基に支援項目を示された応援職員が、具体的にどのようなことを実施すべきか等を示した「受援シート」を作成する。

上記の各班からの特に重要な問題点として発表された内容のほか、訓練中の振り返りの中で、訓練参加者が抽出した「応援職員にしてほしいことリスト」（案）に係る主な問題点は、下表左列のとおりであった。また、右列に得られた意見に対する対応方針を示す。

図表 21 振り返り作業（個人ワーク）で出された問題点

個人ワークで挙げられた問題点 （主な内容の要約）	対応方針
・ 土地勘が無い応援市職員に、現地確認してもらうことは難しいのではないか。依頼できるか検討が必要。	・ 大規模災害の発生直後には、被災自治体職員が現地確認に行けない状況も想定され、応援職員による支援が有効な場合も想定できるため、リストへの記載は残す。 ・ 今後の検討課題として、現地確認にあたり必要な準備物や作業上の留意点等を「受援シート」に整理する。
・ 発災時に支援して欲しいことを明確化することが難しい。	・ してほしいことリストの中に、「対応方針全般に係る助言（してほしいことリストの整理を含む）」を追加する。
・ 応援市に頼むためには、予め受援マニュアルなどが必要。 ・ 応援職員に支援してもらうことを、あらかじめ決めておくことが重要。	・ 次年度以降の検討課題として、「してほしいことリスト」を基に支援項目を示された応援職員が、具体的にどのようなことを実施すべきか等を示した「受援シート」を作成する。

(3) 「応援職員にしてほしいことリスト」の検討結果

訓練ワーキングの結果を基に、上記の幹事会・訓練での意見を踏まえ、被災県と被災市町村それぞれに関する「応援職員にしてほしいことリスト」を取りまとめた。

ア 被災県職員が応援職員にしてほしいことリスト

広域連携体制の段階	第1	第2	第3		
応援職員にしてほしいこと	発災直後	発災直後、 1週間程度	発災後約1週間、 1か月程度以内	1か月程度以降、 3か月程度以内	3か月程度以降
☐ 対応方針に関する助言	○	○	○	○	
・ 人的体制に関する助言	○				
・ 対応方針全般に係る助言（発災直後は「応援職員にしてほしいことリスト」を基にした受援項目の整理を含む）	○	○	○	○	
・ 廃棄物にかかる技術的な助言	○	○	○	○	
・ 事務委託等の判断に係る助言			○		
☐ 被害状況の調査	○	○	○		
・ 被災地での災害廃棄物に関する状況把握	○	○	○		
・ 被災地の写真撮影	○	○	○		
・ 庁舎内での被災状況の情報収集、とりまとめ	○	○	○		
☐ 市町村との連携・情報共有	○	○			
・ 被災市町村の体制の確認	○				
・ 被災市町村でのリエゾン活動、情報収集	○	○			
・ 市町村からの問合せ対応	○	○	○		
☐ 必要な物資・人員等の不足状況の確認・整理	○	○	○		
☐ 応援・受援に係る調整		○			
・ 市町村からの支援要請の調整		○			
・ 応援職員等の宿泊場所の確保		○			
☐ 市町村の設置する仮置場に関する状況把握、市町村への助言		○	○	○	○
・ 仮置場の設置状況・管理状況の確認（毎日）		○	○		
・ 仮置場の管理運営に係る助言・指導（現地訪問、電話対応）		○	○		
・ 二次仮置場の選定・設置に係る支援・助言			○	○	○
・ 二次仮置場の設計に係る積算				○	○
☐ 災害廃棄物の発生量推計		○	○		
☐ 災害廃棄物処理実行計画の作成支援		○	○	○	
☐ 災害廃棄物の処理に関する事務（処理先の整理、処理費用の積算等）		○	○		
・ 災害廃棄物の処理先と処理可能な廃棄物のリスト作成		○			
・ （他県も含めた）廃棄物の処理先等の調整		○			
・ 災害廃棄物の処理費用積算のための単価表等の作成		○			
・ 発注・積算事務への助言			○		
・ 廃棄物処理に関する民間事業者との調整			○		
☐ 広報・県民対応		○	○		
・ 広報用資料等の作成		○	○		
・ 県民からの問合せ対応		○	○		
☐ 災害査定に向けた市町村からの問合せ対応等の支援			○	○	○
・ 災害査定、査定資料作成に係る市町村への助言・問合せ対応			○	○	○
・ 補助金・災害査定に関する情報収集、市町村への情報提供			○	○	○
・ 災害報告書の作成				○	○
・ 災害査定の日程調整・行程作成等の準備				○	○
☐ 公費解体に関する市町村への助言				○	○
☐ （事務委託を受けた場合）二次仮置場の管理監督					○

※時間は目安であり、災害の種類、被害の規模に応じて臨機応変に対応する。

※時間とともに具体的な業務内容は変わる。

イ 被災市町村職員が応援職員にしてほしいこと

広域連携体制の段階	第1	第2	第3		
応援職員にしてほしいこと	発災直後	発災直後、 1週間程度	発災後約1週間、 1か月程度以内	1か月程度以降、 3か月程度以内	3か月程度以降
☐ 災害廃棄物対応全般に関する助言	○	○	○	○	○
・ 必要な対策・対応に係る助言（発災直後は、「応援職員にしてほしいことリスト」を基にした受援項目の整理を含む）	○	○	○	○	○
・ 支援要請が必要な内容の整理に係る助言	○	○			
☐ 市町村内の被害状況、民間事業者の被災状況の調査	○	○	○	○	○
・ 民間事業者の被災状況の収集・整理	○	○			
・ 市町村内の地区ごとの被災状況の情報収集	○	○	○	○	○
☐ 国・県・他市町村との連携・情報共有	○	○			
・ 周辺自治体の被災状況の把握	○				
・ 国・県・支援団体（他市町村）との情報共有、被害状況の共有（緊急性、今後の見込み等について）	○	○			
・ 国・県との連絡調整窓口	○	○			
☐ 受援に係る調整・状況把握、車両の確保・受入れ	○	○	○		
・ 近隣自治体にある宿泊施設の確保（支援隊受入）	○				
・ 受援状況の把握		○	○		
・ パッカー車等の応援車両の手配、車両基地確保		○	○		
☐ 市町村民・被災者への対応	○	○	○	○	○
・ 問合せ（電話）対応、市町村民からの問合せのクッション役	○		○	○	○
・ 問合せ内容の仕分け・整理、住民の要望の把握	○	○	○	○	○
☐ 広報用資料の作成、市町村民への広報支援	○	○	○	○	○
☐ 把握した被害状況・災害廃棄物発生状況等の分析（集計・データ化）		○	○	○	○
☐ 廃棄物の排出・保管状況の把握		○			
・ 有害災害廃棄物の保管状況把握		○			
・ 勝手仮置場の状況・災害廃棄物発生状況の確認		○			
・ ごみ処理場までのルート確認、確保		○			
☐ 仮置場の設置手順の助言・管理運用方針に関する検討・助言		○	○		
☐ 仮置場での管理運営		○	○	○	○
・ 仮置場の交通整理、車両誘導、積み下ろし補助		○	○	○	○
・ 仮置場での市民対応・分別指導、便乗ゴミの監視・現場対応		○	○	○	○
☐ 収集車両の割り振り		○	○		
☐ 避難所ごみの発生状況の把握・整理		○	○		
☐ 仮設トイレの設置に関する助言・現場支援		○			
・ 仮設トイレの設置手順の助言		○			
・ 現場での仮設トイレ設置の準備		○			
☐ 災害廃棄物の発生量推計		○	○		
・ 災害廃棄物の発生量の推計方法の検討		○	○		
・ 災害廃棄物の発生量推計		○	○		
☐ 被災自動車の処理			○		
☐ 二次仮置場開設に係る助言			○		
☐ 二次仮置場整備に係る土木系の積算事務			○	○	
☐ 災害廃棄物処理実行計画の策定支援			○	○	
☐ 災害査定・補助金申請に関する事務支援・助言			○	○	○
☐ 公費解体の運用方針・制度の検討・構築、助言			○	○	○
☐ 公費解体に係る費用償還の事務支援				○	○
・ 解体費用の計算				○	○
・ 解体費用償還の事務支援				○	○
・ 公費解体の受付事務・市町村民への説明				○	○

※時間は目安であり、災害の種類、被害の規模に応じて臨機応変に対応する。

※時間とともに具体的業務内容は変わる。

(4) 今後の検討課題

訓練での振り返りで挙げられた課題等を踏まえた、今後の検討課題を整理する。

ア 「応援職員にしてほしいことリスト」に関するより詳細な検討

本年度は、応援職員にしてほしいことを依頼項目として整理した。これを図上訓練で使用した際には、「応援職員にしてほしいことリスト」の項目だけでは、業務の具体的な内容が分からず、被災経験のない職員にとっては作業の依頼、応援の実施が難しいという指摘があった。

このため、一覧表としての「応援職員にしてほしいことリスト」とは別に、実際の業務イメージを具体的に示したものも作成する。具体的には、災害廃棄物処理に関する受援計画を作成し、リストに整理されている業務ごとに応援職員に実施してもらう具体的な内容を示した「受援シート」を作成することが考えられる。

(受援シートのイメージを次ページに示す)

イ 応援側の応援体制の検討

「応援職員にしてほしいことリスト」の運用にあたっては、応援自治体はその業務をできるような人材や体制、資機材等を持参しておくことが望ましい。応援の第1段階（発災直後で被害の規模が必ずしも分かっていない段階）にプッシュで応援に行く場合の応援側の体制や必要な資機材等、または職員派遣前に被災自治体から「してほしいこと」の連絡が来た場合の体制、必要な資機材等を明らかにしておく、発災時には有効であると考えられる。

このため、先発隊やその後の応援職員が効果的な応援ができるよう、「応援職員にしてほしいことリスト」に対応した応援側の体制と必要な資機材、望ましい人材を整理することを検討することが考えられる。

図表 22 受援シートのイメージ

「してほしいことリスト」の業務名			
【受援に関する基本情報】			
応援を要請する人材	求める職種・資格	応援要請する具体的な業務内容	
行政職員			
【受援体制に関する情報】			
指揮命令者		受援担当者	
業務遂行体制	人員体制 (市職員、 受援職員の 人数も明 記)		
	勤務時間 (勤務シフト)		
集結場所		駐車場所	
受援終了連絡方法			
引継報告方法			
【活動体制(1日の流れ)】			
	受援側	応援側	
用意する資機材			
主な活動場所			
	受援側	応援側	
準備			
会議・打合せ			
主な活動			
1日の報告、情報共有			
とりまとめ			
翌日作業設計			

4. ツールキット

(1) 「ツールキット」の位置付けと検討の前提

ア 検討の背景と目的

昨年度の報告書で、平成30年7月豪雨災害の被災自治体や応援自治体へのヒアリング調査、アンケート調査によって判明した問題点等をふまえ、応援・受援のあり方やブロック行動計画の見直し点を整理した。

その中で、災害廃棄物処理にあたっては、多様な書類や申請書の作成が必要であり、平成30年7月豪雨被災自治体においても、過去に被災経験のある自治体職員にこれらの書類の提供依頼などを行っていた実態が明らかとなった。提供された申請書類のほか、広報資料、災害査定に必要な書類等の書式が被災自治体にとって役に立っていた、あるいは参考になったことが指摘されていることから、ブロック行動計画の見直し点の一つとして、大規模災害発生時に必要な書類等の書式を整理した、「ツールキット」の作成が上げられた。

これを踏まえ、本調査では、「ツールキット」の作成を行った。

イ 「ツールキット」の用途

大規模災害発生時における被災自治体の「ツールキット」の主な用途として、下記を想定する。

- 1) 情報集約
- 2) 市民への広報
- 3) 各種申請
- 4) 公費解体
- 5) 災害査定の資料作成
- 6) 応援人員への指示 等

(2) 「ツールキット」の作成方法

ア 平成30年7月豪雨被災自治体からの情報提供

中国ブロック協議会及び四国ブロック協議会構成員のうち、県および平成30年7月豪雨にて被災があった市に対して、大規模災害発生時において活用した様式・資料を提供してもらった。

資料提供期間：令和元年10月2日～10月18日（締め切り）

資料提供団体：鳥取県、島根県、岡山県、倉敷市、広島市、福山市、山口県、
香川県、愛媛県、松山市、宇和島市、高知県、中国四国地方環境事務所

提供依頼にあたっては、図表23の調査票を配布し、平成30年7月豪雨災害の経験をふまえて、災害廃棄物対策を実施するにあたり他自治体などから提供してもらって役立った書類様式、参照資料（実行計画、契約書例、推計参考資料、市町村への通知文書等）、応援人員に指示するうえで役立った書類様式（または地図などの資料）、自組織で作成して役に立った書類様式について提供をしてもらった。

図表23 調査票「大規模災害発生時における被災自治体用の様式提供について」

【連絡先】

回答内容について、確認したい事項などがあった場合の問い合わせ先

貴自治体名	
氏名	
所属部課	
連絡先 (電話番号／メールアドレス等)	

災害対応時に必要な書類様式

平成30年7月豪雨災害の経験をふまえて、災害廃棄物対策を実施するにあたり他自治体などから提供してもらって役立った書類様式、参照資料（実行計画、契約書例、推計参考資料、市町村への通知文書等）、応援人員に指示するうえで役立った書類様式（または地図などの資料）、自組織で作成して役に立った書類様式についてお教えてください。

また、本資料を協議会構成員およびブロック内自治体に共有しても良いかどうかとも併せてご回答ください。共有にあたっての条件がある場合は、備考欄にご記入ください。

※記入欄は適宜増やしてご使用ください

※すべての欄をご記入いただく必要はありません

使用場面	書類名	役立った・ 参考になった理由	提供元 (〇〇市、 自市作成 等)	共有 可否 (○×)	備考欄 (共有の条件等)
情報集約					
市民への 広報					
各種申請					
公費解体					
災害査定の 資料作成					
応援人員への 指示					
その他					

ご協力ありがとうございました。

イ ツールキット資料，一覧表のとりまとめ

提供のあった資料，様式等は，計285件であった。それらをもとに，広く自治体にとって参考となるような様式・資料等を取りまとめ，災害廃棄物処理業務を遂行する際に役立てる「①災害廃棄物対策ツールキット」と，災害報告書作成の際に役立てる「②災害等廃棄物処理事業費補助金報告書ツールキット」の2種類に分けて整理した。①については，自治体別と業務項目別に参照できるよう，2通りの一覧表を作成した（資料は同じもの）。

(3) 作成結果

ア 災害廃棄物対策ツールキット

災害廃棄物対策を遂行する上で必要な多数の資料，様式等を，資料業務別に一覧表としてとりまとめた。

情報集約，市民への広報，各種申請，公費解体，災害査定の資料作成，応援人員への指示のほか，事務連絡，費用償還，仮置場運営など，災害時のあらゆる場面における書類・様式等が集約された。

なお，この業務別以外に，自組織と類似である，災害の様相が似ているなど，特定の自治体の資料も活用できるよう，提供のあった自治体別のリストも作成している。

図表24 災害廃棄物対策ツールキット一覧（業務別）

※下記の書類名は，自治体名，自治体別ファイル番号，書類名で構成されている

No.	大項目	小項目	書類名
1	情報集約	被害状況	愛媛県 0212_災害等廃棄物及び廃棄物処理施設の被害状況_様式 10
2	情報集約	被害状況	愛媛県 0213_災害等廃棄物及び廃棄物処理施設の被害状況_様式 10(別紙)
3	情報集約	被害状況	愛媛県 0214_廃棄物関連事業者、協定締結団体等一覧及び被害状況_様式 11
4	情報集約	被害状況	愛媛県 0215_廃棄物関連事業者、協定締結団体等一覧及び被害状況_様式 11(別紙)
5	情報集約	組織体制	愛媛県 0202_災害廃棄物処理に係る組織体制と連絡体制_様式 02
6	情報集約	組織体制	愛媛県 0301_平成 30 年 7 月豪雨の際の人員配置事例_参考資料 01
7	情報集約	組織体制	愛媛県 0302_平成 30 年 7 月豪雨の際の人員配置事例_参考資料 01(別紙)
8	情報集約	市町村への通知	愛媛県 0472_被災状況及び廃棄物の処理状況等の記録について_参考資料 28-22-01
9	情報集約	解体撤去	岡山県 0104_とりまとめ様式_④解体進捗チェック表
10	情報集約	仮置場	宇和島市 0100_とりまとめ様式_大浦災害ごみ仮置場搬入台数
11	情報集約	仮置場	岡山県 0103_とりまとめ様式_③仮置場の管理状況
12	情報集約	処理進捗	岡山県 0101_市町村進捗状況報告様式入力要領
13	情報集約	処理進捗	岡山県 0102_とりまとめ様式_②平成 30 年 7 月豪雨における災害廃棄物処理の進捗状況
14	情報集約	処理進捗	環境省 0100_平成 30 年 7 月豪雨等における災害廃棄物対策
15	収集運搬	負担金交付要綱	福山市 0102_平成30年7月豪雨によるし尿くみとり手数料負担金交付要項
16	収集運搬	避難所ごみ推計	愛媛県 0308_避難所ごみ量推計方法_参考資料 07
17	収集運搬	処理フロー	愛媛県 0321_平成 30 年 7 月豪雨の際の分別、処理フロー事例_参考資料 19
18	収集運搬	処理フロー	愛媛県 0322_平成 30 年 7 月豪雨の際の分別、処理フロー事例_参考資料 19(別紙)
19	収集運搬	市民への広報	愛媛県 0211_片づけごみ住民向け周知放送原稿_様式 09
20	収集運搬	市民への広報	愛媛県 0221_仮設トイレ使用方法チラシ_様式 17
21	収集運搬	市民への広報	愛媛県 0222_被災便槽汲み取りの住民向け周知文例_様式 18
22	収集運搬	市民への広報	愛媛県 0224_ごみ収集の住民向け周知文例_様式 20
23	収集運搬	市民への広報	広島市 0101_広報文_被災地域内ごみステーションの管理用具の貸与について
24	収集運搬	市民への広報	広島市 0102_広報文_し尿処理手数料の減免について
25	収集運搬	市民への広報	広島市 0103_広報文_被災者支援策における被災ごみ対応

No.	大項目	小項目	書類名
26	収集運搬	市民への広報	広島市 0104_広報文_宅地内に流入し堆積した土砂等の処理
27	収集運搬	市民への広報	福山市 0101_広報文_被災ごみの回収について(お知らせ)
28	収集運搬	市町村への通知	愛媛県 0429_生活ごみの回収について_参考資料 28-05
29	収集運搬	市町村への通知	愛媛県 0465_災害廃棄物収集運搬車両に係る高速道路料金の減免について_参考資料 28-19-01
30	収集運搬	契約書	愛媛県 0225_片づけごみ収集運搬契約書例_様式 21
31	収集運搬	契約書	愛媛県 0226_片づけごみ処分契約書例_様式 22
32	収集運搬	契約書	倉敷市 0201_業務委託契約書(収集運搬)
33	収集運搬	契約書	倉敷市 0202_災害廃棄物収集運搬等業務委託仕様書(収集運搬)
34	収集運搬	契約書	倉敷市 0203_個人情報取扱特記事項(収集運搬)
35	収集運搬	契約書	倉敷市 0204_別表 1 平成 30 年 7 月豪雨による災害廃棄物関係処理業務関連単価表(収集運搬)
36	収集運搬	契約書	倉敷市 0205_別表 2 再委託事業者一覧(収集運搬)
37	収集運搬	仮設トイレ推計	愛媛県 0303_仮設トイレ必要基数計算方法_参考資料 02
38	収集運搬	仮設トイレ推計	愛媛県 0304_仮設トイレの種類_参考資料 03
39	収集運搬	し尿処理支援	愛媛県 0306_平成 30 年 7 月豪雨の際の応援要請文書(し尿)_参考資料 05
40	収集運搬	し尿推計	愛媛県 0305_し尿収集必要量計算方法_参考資料 04
41	災害ごみ処理	防じんマスク	愛媛県 0311_防じんマスクについて_参考資料 10
42	災害ごみ処理	市町村への通知	愛媛県 0220_廃棄物処理法に基づく通知文書_様式 16
43	災害ごみ処理	市町村への通知	愛媛県 0402_平成 30 年台風第 7 号及び前線等により発生した災害廃棄物対策について_参考資料 28-01-01
44	災害ごみ処理	市町村への通知	愛媛県 0403_平成 30 年台風第 7 号及び前線等により発生した災害廃棄物の処理等に係るアスベスト飛散防止対策について(周知)_参考資料 28-01-02
45	災害ごみ処理	市町村への通知	愛媛県 0404_平成 30 年台風第 7 号及び前線等により発生した災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策について(周知)_参考資料 28-01-03
46	災害ごみ処理	市町村への通知	愛媛県 0410_平成 30 年台風第 7 号及び前線等により発生した災害廃棄物の処理に係る初動時の対応、仮置場の確保及び災害廃棄物の分別の徹底について(周知)_参考資料 28-01-09
47	災害ごみ処理	市町村への通知	愛媛県 0420_石綿(アスベスト)を含むおそれのある建材の取扱いについて_参考資料 28-02-10
48	災害ごみ処理	市町村への通知	愛媛県 0425_災害廃棄物の市町村外処理について_参考資料 28-04-01
49	災害ごみ処理	市町村への通知	愛媛県 0426_一般廃棄物の搬入処理に係る事前協議書_参考資料 28-04-02
50	災害ごみ処理	市町村への通知	愛媛県 0427_(事前協議資料—1)処理の内訳_参考資料 28-04-03
51	災害ごみ処理	市町村への通知	愛媛県 0428_(事前協議資料—2)一般廃棄物性状表_参考資料 28-04-04
52	災害ごみ処理	市町村への通知	愛媛県 0430_災害廃棄物に係る注意喚起について_参考資料 28-06-01
53	災害ごみ処理	市町村への通知	愛媛県 0431_災害廃棄物に係る注意喚起について(依頼)_参考資料 28-06-02
54	災害ごみ処理	市町村への通知	愛媛県 0442_平成 30 年台風第 12 号により災害廃棄物が発生した場合の処理に係る初動時の対応及び平成 30 年 7 月豪雨により発生した災害廃棄物の飛散・流出の防止に関する事前対策の徹底について_参考資料 28-11-01
55	災害ごみ処理	市町村への通知	愛媛県 0443_平成 30 年台風第 12 号により災害廃棄物が発生した場合の処理に係る初動時の対応及び平成 30 年 7 月豪雨により発生した災害廃物の飛散・流出の防止に関する事前対策の徹底について(周知)_参考資料 28-11-02
56	災害ごみ処理	市町村への通知	岡山県 0410_通知文_災害ごみ処理に関する留意事項(台風対策について)
57	災害ごみ処理	市町村への通知	岡山県 0421_通知文_災害ごみ処理に関する留意事項(災害等廃棄物処理事業に係る地方財政措置について)
58	災害ごみ処理	市町村への通知	岡山県 0430_通知文_災害ごみ処理に関する留意事項(仮置場の環境モニタリング、火災対策について)

No.	大項目	小項目	書類名
59	災害ごみ処理	市町村への通知	岡山県 0441_通知文_災害ごみ処理に関する留意事項(一般廃棄物の市町村外処理について)
60	災害ごみ処理	市町村への通知	岡山県 0442_廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
61	災害ごみ処理	契約書	広島県 0501_事務委託規約(議案)
62	災害ごみ処理	契約書	広島県 0502_業務委託契約書
63	災害ごみ処理	契約書	広島県 0503_業務仕様書
64	仮置場	報告様式	愛媛県 0230_仮置場報告様式_様式 26
65	仮置場	報告様式	愛媛県 0231_仮置場報告様式_様式 26(別紙)
66	仮置場	報告様式	愛媛県 0316_一般廃棄物処理施設設置手続き一覧_参考資料 15
67	仮置場	処理施設	愛媛県 0313_施設処理可能量算出方法_参考資料 12
68	仮置場	市民への広報	愛媛県 0228_仮置場設置についての住民説明資料_様式 24
69	仮置場	市民への広報	愛媛県 0229_仮置場用地に関する応援要請_様式 25
70	仮置場	市民への広報	宇和島市 0201_広報文_災害ごみ仮置場(大浦地区埋立地)の受入れ時間等の変更について
71	仮置場	市民への広報	宇和島市 0202_広報文_大浦災害ごみ仮置場
72	仮置場	市民への広報	宇和島市 0203_広報文_大浦災害家庭ごみ仮置場
73	仮置場	市町村への通知	愛媛県 0412_仮置場レイアウト例_参考資料 28-02-02
74	仮置場	市町村への通知	愛媛県 0413_仮置場について_参考資料 28-02-03
75	仮置場	市町村への通知	愛媛県 0414_仮置場で注意すべき廃棄物_参考資料 28-02-04
76	仮置場	市町村への通知	愛媛県 0415_仮置場等での害虫対策について_参考資料 28-02-05
77	仮置場	市町村への通知	愛媛県 0416_仮置場の可燃性廃棄物の火災予防_参考資料 28-02-06
78	仮置場	市町村への通知	愛媛県 0417_仮置場での火災発生の防止について_参考資料 28-02-07
79	仮置場	市町村への通知	愛媛県 0418_仮置場での作業員の安全確保について_28-02-08
80	仮置場	市町村への通知	愛媛県 0421_優良取組事例 1-7 ネットの活用による災害廃棄物の飛散防止_参考資料 28-02-11
81	仮置場	市町村への通知	愛媛県 0422_災害廃棄物の飛散防止について_参考資料 28-02-12
82	仮置場	契約書	愛媛県 0227_仮置場運営管理契約書例_様式 23
83	仮置場	候補地選定	愛媛県 0204_仮置場候補地リスト_様式 04
84	仮置場	候補地選定	愛媛県 0205_仮置場候補地リスト_様式 04(別紙)
85	仮置場	候補地選定	愛媛県 0317_仮置場候補地の選定指針_参考資料 16
86	仮置場	候補地選定	愛媛県 0318_仮置場候補地の選定指針_参考資料 16(別紙)
87	仮置場	候補地選定	愛媛県 0319_仮置場面積算出方法_参考資料 17
88	仮置場	候補地選定	愛媛県 0323_仮置場の配置事例_参考資料 20
89	仮置場	運営方法	愛媛県 0324_仮置場の必要資機材_参考資料 21
90	仮置場	運営方法	愛媛県 0325_仮置場管理の必要人員_参考資料 22
91	仮置場	運営方法	愛媛県 0326_仮置場管理の注意事項_参考資料 23
92	応援・受援	車両証明書	広島県 0100_平成 30 年 7 月大雨に伴う災害救助のために使用する車両の取扱いについて(依頼)
93	応援・受援	支援協定	愛媛県 0203_民間事業者との支援協定_様式 03
94	応援・受援	市民への広報	愛媛県 0210_住民、ボランティア向けチラシ_様式 08
95	応援・受援	市民への広報	愛媛県 0223_避難所ごみ分別チラシ_様式 19
96	応援・受援	市民への広報	宇和島市 0300_広報文_ボランティアの皆様へのお願い 災害で出た家庭ごみの出し方・仮置場での分別について
97	応援・受援	市町村への通知	愛媛県 0444_市町から一般社団法人えひめ産業廃棄物協会への支援要請(業務委託)の方法について_参考資料 28-12-01
98	応援・受援	市町村への通知	愛媛県 0445_災害廃棄物処理等に係る支援要請_様式 1_参考資料 28-12-02
99	応援・受援	市町村への通知	愛媛県 0446_災害廃棄物処理等に係る支援要請【記載例】_様式 1_参考資料 28-12-03
100	応援・受援	市町村への通知	愛媛県 0462_災害派遣等従事車両証明申請書【申請様式】_参考資料 28-18-02
101	応援・受援	市町村への通知	愛媛県 0466_平成 30 年台風第 7 号及び前線等による大雨災害に伴う災害救助のために使用する車両の取扱いについて(通知)_参考資料 28-19-02
102	応援・受援	市町村への通知	愛媛県 0468_平成 30 年台風第 7 号及び前線等による大雨災害に伴う災害救助のために使用する車両の取扱いについて(通知)_参考資料 28-20-02

No.	大項目	小項目	書類名
103	応援・支援	高速道路料金減免	愛媛県 0463_HP 案内_参考資料 28-18-03
104	応援・支援	高速道路料金減免	愛媛県 0464_県 HP_参考資料 28-18-04
105	応援・支援	契約書	愛媛県 0219_広域処理に係る契約書_様式 15
106	応援・支援	協定書	愛媛県 0218_広域処理に係る基本協定書_様式 14
107	応援・支援	協定書	愛媛県 0307_県が締結している災害関連協定_参考資料 06
108	応援・支援	要請文書	愛媛県 0216_応援要請文書(市町等あて)_様式 12
109	応援・支援	要請文書	愛媛県 0217_応援要請文書(県あて)_様式 13
110	応援・支援	経験者リスト	愛媛県 0201_災害廃棄物処理経験者リスト_様式 01
111	災害がれき・ 処理困難物 等処理	廃棄物処理方法	愛媛県 0309_腐敗性廃棄物の処理_参考資料 08
112	災害がれき・ 処理困難物 等処理	廃棄物処理方法	愛媛県 0310_有害・危険物の処理_参考資料 09
113	災害がれき・ 処理困難物 等処理	廃棄物処理方法	愛媛県 0314_処分方法の例_参考資料 13
114	災害がれき・ 処理困難物 等処理	廃棄物処理方法	愛媛県 0330_建築物のアスベストについて_参考資料 27
115	災害がれき・ 処理困難物 等処理	市町村への通知	愛媛県 0406_廃石綿、感染性廃棄物やPCB廃棄物が混入した災害廃棄物について_参考資料 28-01-05
116	災害がれき・ 処理困難物 等処理	市町村への通知	愛媛県 0407_平成 30 年台風第7号及び前線等により被災したパソコンの処理について_参考資料 28-01-06
117	災害がれき・ 処理困難物 等処理	市町村への通知	愛媛県 0408_平成 30 年台風第7号及び前線等により被災した家電リサイクル法対象品目の処理について_参考資料 28-01-07
118	災害がれき・ 処理困難物 等処理	市町村への通知	愛媛県 0409_平成 30 年台風第7号及び前線等により被災した太陽光発電設備の保管等について_参考資料 28-01-08
119	災害がれき・ 処理困難物 等処理	市町村への通知	愛媛県 0411_災害廃棄物の適正処理について_参考資料 28-02-01
120	災害がれき・ 処理困難物 等処理	市町村への通知	愛媛県 0423_大規模災害により被災した自動車の処理について_参考資料 28-03-01
121	災害がれき・ 処理困難物 等処理	市町村への通知	愛媛県 0432_被災した業務用冷凍空調機器のフロン類対策について_参考資料 28-07-01
122	災害がれき・ 処理困難物 等処理	市町村への通知	愛媛県 0433_被災した業務用冷凍空調機器のフロン類対策について_参考資料 28-07-02
123	災害がれき・ 処理困難物 等処理	市町村への通知	愛媛県 0434_平成 30 年 7 月豪雨災害により被災した家電リサイクル法対象品目の処理(冷蔵庫)について_参考資料 28-08
124	災害がれき・ 処理困難物 等処理	市町村への通知	愛媛県 0435_「災害時の建設リサイクルの留意点」の送付について_参考資料 28-09-01
125	災害がれき・ 処理困難物 等処理	市町村への通知	愛媛県 0436_「災害時の建設リサイクルの留意点」の送付について_参考資料 28-09-02
126	災害がれき・ 処理困難物 等処理	市町村への通知	愛媛県 0437_平成 30 年 7 月豪雨に係る建設リサイクル法第9条及び第 11 条の取扱いについて(通知)_参考資料 28-10-01

No.	大項目	小項目	書類名
127	災害がれき・ 処理困難物 等処理	市町村への通知	愛媛県 0438_平成 30 年 7 月豪雨に係る建設リサイクル法第 9 条及び第 11 条 の取扱いについて(通知)_28-10-02
128	災害がれき・ 処理困難物 等処理	市町村への通知	愛媛県 0439_平成 30 年 7 月豪雨に伴う建設リサイクル法の取り扱いについて_ 参考資料 28-10-03
129	災害がれき・ 処理困難物 等処理	市町村への通知	愛媛県 0440_リサイクル通知書(別紙1)_参考資料 28-10-04
130	災害がれき・ 処理困難物 等処理	市町村への通知	愛媛県 0458_損壊家屋の解体等に伴う解体ごみの適正処理について_参考資料 28-17-01
131	災害がれき・ 処理困難物 等処理	市町村への通知	愛媛県 0459_損壊家屋の解体等に伴う解体ごみの適正処理について【産廃協】 (依頼)_参考資料 28-17-02
132	災害がれき・ 処理困難物 等処理	市町村への通知	愛媛県 0460_損壊家屋の解体等に伴う解体ごみの適正処理について【建設協】 (依頼)_参考資料 28-17-03
133	災害がれき・ 処理困難物 等処理	市町村への通知	愛媛県 0461_災害廃棄物収集運搬車両に係る高速道路料金の減免について_参 考資料 28-18-01
134	災害がれき・ 処理困難物 等処理	災害廃棄物処理 チケット	松山市 0100_残土チケット(サンプル)
135	災害査定	市町村への通知	愛媛県 0315_災害廃棄物補助金に関する留意事項_参考資料 14
136	災害査定	市町村への通知	愛媛県 0405_平成 30 年台風第 7 号及び前線等により発生した災害廃棄物の処 理等に係る補助制度の円滑な活用について(周知)_参考資料 28-01-04
137	災害査定	市町村への通知	愛媛県 0419_災害廃棄物処理事業補助金について_参考資料 28-02-09
138	災害査定	市町村への通知	愛媛県 0473_災害廃棄物処理事業補助金について 28-22-02
139	災害査定	市町村への通知	愛媛県 0474_平成 30 年 7 月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業の補助対象拡 充ついて(周知)_参考資料 28-23-01
140	災害査定	市町村への通知	愛媛県 0482_平成 30 年 7 月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業の実施につい て 平成 30 年 7 月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて_参考 資料 28-24-01
141	災害査定	市町村への通知	愛媛県 0483_平成 30 年 7 月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業の実施につい て_参考資料 28-24-02
142	災害査定	市町村への通知	愛媛県 0484_平成 30 年 7 月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いにつ いて_参考資料 28-24-03
143	災害査定	市町村への通知	愛媛県 0485_廃棄物処理施設災害復旧費の国庫補助について_参考資料 28- 25-01
144	災害査定	市町村への通知	愛媛県 0486_廃棄物処理施設災害復旧費の国庫補助について_参考資料 28- 25-02_
145	災害査定	市町村への通知	愛媛県 0487_廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱_参考資料 28- 25-03
146	災害査定	市町村への通知	愛媛県 0488_平成 30 年 7 月豪雨に係る廃棄物処理施設災害復旧費の国庫補 助について_参考資料 28-25-04
147	災害査定	市町村への通知	愛媛県 0489_平成 30 年 7 月豪雨により被災した施設に係る災害復旧事業の実 地調査の取扱いについて_参考資料 28-26-01
148	災害査定	市町村への通知	愛媛県 0490_平成 30 年 7 月豪雨により被災した施設に係る災害復旧事業の実 地調査の取扱いについて(環境省所管補助施設)_参考資料 28-26-02
149	災害査定	市町村への通知	愛媛県 0491_内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調 査要領_参考資料 28-26-03
150	災害査定	市町村への通知	岡山県 0300_通知文【要確認】災害査定の実施にあたって
151	災害査定	市町村への通知	岡山県 0422_文書_災害等廃棄物処理事業費補助金
152	災害査定の 資料作成	支払フロー	広島県 0401_支払スケジュール_パターン別

No.	大項目	小項目	書類名
153	災害査定の資料作成	支払フロー	広島県 0402_平成 30 年7月豪雨_支払イメージ
154	災害査定の資料作成	市町村への通知	広島県 0403_平成 30 年7月豪雨に係る災害廃棄物処理事業における土砂混じりがれきの撤去に係る経費の算出について（通知）
155	災害査定の資料作成	費用推計	広島県 0404_【広島県版】土砂混じりがれき計算シート
156	災害査定の資料作成	記載例	広島県 0405_災害報告書の綴り方
157	処理実行計画	災害廃棄物発生量推計	愛媛県 0206_災害廃棄物発生量等の推計方法_様式 05
158	処理実行計画	災害廃棄物発生量推計	愛媛県 0207_災害廃棄物発生量等の推計方法_様式 05(別紙)
159	処理実行計画	災害廃棄物発生量推計	愛媛県 0312_災害廃棄物量推計方法_参考資料 11
160	処理実行計画	災害廃棄物発生量推計	愛媛県 0320_災害廃棄物の比重一覧_参考資料 18
161	処理実行計画	様式	愛媛県 0208_災害廃棄物処理実行計画_様式 06
162	処理実行計画	様式	愛媛県 0209_災害廃棄物処理実行計画(概要版)_様式 07
163	処理実行計画	記載例	愛媛県 0327_災害廃棄物処理実行計画の記載事項_参考資料 24
164	処理実行計画	記載例	愛媛県 0328_災害廃棄物処理実行計画の例_参考資料 25
165	処理実行計画	記載例	広島県 0206_広島県災害廃棄物処理実行計画(H300831)
166	処理実行計画	記載例	広島県 0207_広島県災害廃棄物処理実行計画【概要版】(H300831)
167	処理実行計画	記載例	広島県 0208_【実行計画】別表【概要版】別紙:市町の災害廃棄物処理の概要
168	処理実行計画	ひな形	広島県 0201_〇〇市町災害廃棄物等処理実行計画(参考フォーマット)
169	処理実行計画	ひな形	広島県 0202_災害廃棄物処理基本フロー(参考フォーマット)
170	処理実行計画	ひな形	広島県 0203_全体工程(参考フォーマット)
171	処理実行計画	ひな形	広島県 0204_災害廃棄物処理の流れ
172	処理実行計画	市民への広報	広島県 0205_H300831 報道提供資料:広島県災害廃棄物処理実行計画の策定について
173	公費解体	必要書類	倉敷市 0104_必要書類一覧表
174	公費解体	同意書	広島市 0301_様式_家屋撤去同意書
175	公費解体	同意書	福山市 0203_被災家屋等の解体・撤去に関する同意書
176	公費解体	同意書	福山市 0204_被災家屋等の解体・撤去に関する同意書(土地所有者)